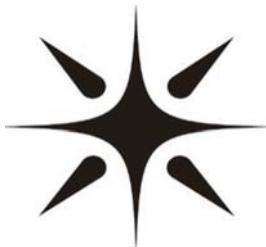


米子市広域住民避難計画

(島根原子力発電所事故対応)



【令和4年度修正】

米子市

作成の経過

平成25年3月18日	米子市広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）作成
平成26年3月25日	一部修正
平成27年10月8日	一部修正
令和元年6月3日	一部修正
令和2年7月27日	一部修正
令和3年8月17日	一部修正
令和4年8月26日	一部修正

米子市広域住民避難計画

目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の概要	1
1 計画の内容等	1
2 関係する計画等	1
3 計画の対象	2
4 計画の範囲	2
5 計画の修正	2
6 各機関の役割	2

第2章 避難の考え方

第1節 地域の特性	4
1 島根地域（島根原子力発電所周辺）の避難	4
2 地域見積	4
3 避難見積	4
4 避難上の課題	5
第2節 事故想定等	5
第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	6
第4節 事故の推移	9
1 島根原子力発電所の事故の推移	9
2 原子力災害対策指針等に基づく事態区分の考え方	9
3 防護措置	10
4 屋内退避	12
5 避難等	12
第5節 広報・情報伝達	13
1 関係機関の役割分担	13
2 広報体制の整備	13
第6節 避難の概要	13
1 避難時期と避難対象地域	13
2 避難オペレーション	17
3 複合災害時の対策	17
4 避難先	17
5 避難手段	21
6 避難経路	22

7	住民への情報の周知	25
8	避難の優先順位	25
9	避難に影響を及ぼすと想定される課題等	26
10	予備的避難地域	26

第3章 避難等の実施

第1節	方針	28
第2節	計画の段階区分	28
1	段階区分の設定	28
2	段階区分と避難の段階	28
第3節	防護措置の種類	29
第4節	屋内退避段階	31
第5節	避難段階	31
1	避難先	31
2	避難手段の確保	31
3	避難方法	32
4	UPZ外の防護措置	32
5	避難誘導	32
6	避難手段ごとの避難方法	33
7	避難行動要支援者の避難	38
8	外国人の避難	41
9	児童生徒等の避難	42
10	観光客等の避難	42
11	自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難	43
12	新型コロナウイルス等感染症下における避難	44
13	安定ヨウ素剤の配布	46
第6節	安定ヨウ素剤の服用等	46
1	一時集結所での服用	46
2	避難退域時検査会場での服用	46
3	保育所・幼稚園での服用	46
4	小学校・中学校及び高等学校での服用	47
5	医師及び薬剤師の確保等	47
6	大規模災害時等における安定ヨウ素剤緊急配布の考え方	47
7	安定ヨウ素剤の事前配布	47

第4章 避難の支援等

第1節	避難所	48
1	避難所の開設	48

2 避難所の運営	48
3 避難所への受入	48
4 衛生管理等	48
5 家庭動物対策	49
6 福祉避難所の設置	49
第2節 原子力災害医療等の提供及び保健衛生	49
1 原子力災害医療体制	49
2 治療、搬送	49
3 安定ヨウ素剤の服用	50
4 避難退域時検査	50
5 甲状腺被ばく線量モニタリング	50
第3節 食糧及び生活関連物資等	51
1 方針	51
2 物資等の供給	51
第4節 物資等の輸送	52
1 方針	52
2 輸送の一般的要領	52
3 輸送経路の決定	53
4 輸送手段	53
5 輸送能力の概算	53
6 輸送必要量の概算	53
7 輸送に関する計画	53
8 輸送の実施	54
9 避難行動要支援者等の輸送	55
10 避難が遅れた者への対応	55
第5節 応急教育	55
第6節 警備	55
第7節 安否確認	56
1 住民登録名簿の作成	56
2 避難所以外に避難した住民等の把握	56
3 安否情報の提供	56
第8節 相談窓口	56
1 相談窓口の開設	56
2 相談窓口の種類	56

第5章 避難所からの撤収

第1節 避難所からの撤収	57
第2節 避難住民の帰還等	57

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、島根原子力発電所において緊急事態（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定する特定事象、原子力緊急事態宣言の発出）等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

避難は健康状態への影響が大きいことから、事前の計画と避難手段の確保など十分な準備を行う。この際、国際的な放射線防護の科学的な考え方に基づき、住民の放射線による重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するとともに、確率的影響のリスクを低減するようを行う。

第2節 計画の概要

1 計画の内容等

この計画は、島根原子力発電所に係る緊急防護措置を準備する区域：原子力発電所から概ね30km圏（以下「UPZ」という。）内の避難について、米子市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。

このため、この計画の使用に当たっては、次の点に留意する。

- ・ 万が一の事故の際は、市民の安全を最優先に判断・対応しなければならない。
- ・ 万が一事故の際には、曖昧なこと、矛盾したこと、予測できないことが次々と起こる。このため、この計画は対処方法の一例であることから、計画に固執することなく、状況の変化に応じて臨機応変に対応を行い、計画を修正・変更して運用しなければならない。この計画の作成に当たって前提となる仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、そのときの状況に応じて当該仮定条件部分を、新たな前提となる現実の状況に応じて柔軟に組み立て直し、さらに状況に合わせて最も適したものにさせて使用する。
- ・ 避難指示後においては、状況が流動的であり、先が読めないことから、「観察」、「状況判断」、「決定」、「行動」の4活動（ループ）を継続的に素早く繰り返し、対応を迅速に修正していくことが必要である。
- ・ 実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、事態の進展等に応じて、UPZ外も含め、そのときに必要とされる地域全体を対象とする。
- ・ 平素から行うこの計画に基づく諸準備と相まって、事故発生時の即応性と実効性を確保する。

2 関係する計画等

この計画は、鳥取県広域住民避難計画に基づいて作成したものである。

また、避難先が市外の施設となるため、避難先施設が所在する市町が作成する避難受入

計画等と調整を図って運用する。

3 計画の対象

この計画における避難の対象者は、下記のとおりとする。

- (1) 市内に居住する住民
- (2) 市内に一時滞在している者

- ① 就労者
- ② 就学者
- ③ 社会福祉施設等の入所者、病院の入院患者
- ④ 観光客（外国人を含む）

4 計画の範囲

この計画の範囲は、島根原子力発電所で緊急事態が発生したときから、原子力緊急事態解除宣言後の事後対策としての原子力災害中長期対策を開始するまでとする。

ただし、事後対策以降については、当時の状況によるところが大きいため、本計画では考え方（大綱）の記載にとどめ、状況の進展及び不確定要因の確定に伴い逐次これを補足具体化していく。

5 計画の修正

この計画は、関係する計画等の見直しが行われた場合、又は新たな知見が得られた場合は、必要に応じて、これを修正する。修正は、訓練により得られた教訓等を反映させる。

6 各機関の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、県内各自治体の役割について、下表に主として避難に関するものを記載した。その他防災関係機関等の災害時共通の役割については、米子市地域防災計画に記載している。

・ 自治体の役割等

機 関 名	事 務 又 は 業 務
鳥取県	<ul style="list-style-type: none">1 県内における原子力災害に関する総合調整2 避難住民受入市町村との調整（避難所の選定等）3 一時集結所から避難所までの住民の輸送4 広域避難の輸送手段の確保（バス、鉄道、船舶、航空機等の調達、関係機関との調整）5 一時集結所から避難所までのルート決定6 広域避難所運営の統轄7 広域避難所（県営）の指定8 広域避難所（県営）の開設、運営9 広域避難所（市町村営）の運営支援10 住民の避難（広域輸送）11 緊急時モニタリング（放射線の監視測定）12 安定ヨウ素剤の予防投与体制の整備13 避難住民等の原子力災害医療（避難時退城時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングを含む）

	<p>14 広報、情報伝達</p> <p>15 境港市役所の移転の受入れと業務継続に対する支援</p> <p>16 放射線防護対策施設への物資補給</p> <p>17 その他必要な措置</p>
米子市 境港市	<p>1 避難指示の伝達</p> <p>2 状況の把握及び住民への情報提供</p> <p>3 一時集結所の選定、運営</p> <p>4 一時集結所までの住民の誘導</p> <p>5 住民への事前周知、伝達、広報（放射線防護に係る広報を含む。）</p> <p>6 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>7 緊急時モニタリングの支援</p> <p>8 避難住民名簿の作成、安否確認、避難状況の問合せ対応</p> <p>9 避難先地域が行う広域避難所の運営支援</p> <p>10 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援</p> <p>11 避難住民の避難退城時検査、簡易除染の支援</p> <p>12 避難住民への行政サービスの提供</p> <p>13 避難行動要支援者の避難体制の整備</p> <p>14 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>15 その他必要な措置</p>
米子市及び境港 市以外の市町村 (避難住民受入 市町)	<p>1 米子市及び境港市への支援</p> <p>2 広域避難所（市町村営）の指定、開設、運営</p> <p>3 境港市役所の移転への支援</p> <p>4 避難手段（市町村バス等）の提供協力</p> <p>5 避難誘導等に対する職員の動員</p> <p>6 緊急時モニタリングの支援</p> <p>7 安定ヨウ素剤の予防的投与の支援</p> <p>8 避難住民の避難退城時検査、簡易除染の支援</p> <p>9 避難者名簿の作成、米子市・境港市への情報提供</p> <p>10 事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施</p> <p>11 その他必要な措置</p>

第2章 避難の考え方

第1節 地域の特性

1 島根地域（島根原子力発電所周辺）の避難

- ・ 2県6市（鳥取県、米子市、境港市、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市）が対象で、UPZの避難対象者は約47万人。
- ・ 島根県の避難者約10万人が鳥取県内を通過して避難。
- ・ 鳥取県の避難者と合わせれば、約11万人が弓ヶ浜半島を通過。
- ・ UPZ外の弓ヶ浜半島の付け根部分の米子市街地を約17万2千人が通過。
- ・ 弓ヶ浜半島において、島根県避難と鳥取県避難が2度交錯する。
- ・ 島根県の主要避難先は県外（広島県、岡山県、鳥取県に予備避難先）である。
- ・ 鳥取県の避難先は県内に確保している。（避難元地区と避難先自治体の避難施設との組合せができる）
- ・ 島根原子力発電所に近い地域からの避難を原則とし、PAZ避難完了後のUPZ避難については、島根原子力発電所に近い自治体から順次避難を開始し、避難の確実を期す。

2 地域見積

（1）地形

- ・ 南北方向については、中国山地により規制されており、移動は主要道路（鳥取自動車道、米子自動車道、国道313号、国道181号）に限られる。
- ・ 東西方向については、中国山地からの稜線が発達し、地域が東部、中部、西部の3つに区分され、移動は主要道路（国道9号、山陰自動車道）に限られる。
- ・ 弓ヶ浜半島は鳥取県西端部から北西に向かって縦長に伸びた全長約17km、幅約4kmで、全体的に標高が低くなだらかで、沿岸部は津波等の影響を受けるおそれがある。
- ・ 国道431号と県道47号米子境港線を接続する道路の建設がすすめられ、避難の融通性が向上している。

（2）気象

- ・ 冬季においては、積雪の影響により移動に制限を受けることがある。

（3）その他

- ・ 限定された避難経路を島根県と鳥取県が混交して使用する。
- ・ 避難経路は主要道路に限られることから、避難の一般方向が限定される。
- ・ 弓ヶ浜半島については、各種の避難手段（交通機関）が存在する。

3 避難見積

- ・ 避難経路は主要道路に限られることから、道路交通の確保と円滑な交通が必須である。
- ・ 県外避難においては、交通規制が通常の管轄を超えることから、広域の連携した交通規制が必要である。
- ・ 島根県避難については、鳥取県のUPZである弓ヶ浜半島及びUPZに近接する米子市街地を通過しなければならない。

- ・ U P Z に近接して米子市街地が存在し、島根県と鳥取県の避難が交錯集中する隘路となることから、避難経路については、U P Z と一体的に整備、統制することが必要である。

4 避難上の課題

- ・ 弓ヶ浜半島では、避難の一般方向が限定され、かつ使用できる道路が大きく 2 本（国道 431 号、県道 47 号米子境港線）に限られる。また、並行する 2 本の道路を接続する道路（肋骨道路）が限られるため、一方の道路が寸断・渋滞すれば、迂回が困難で避難に支障を来すおそれがあることから、避難車両を円滑に通過させる対策が必要である。
- ・ 弓ヶ浜半島では、避難経路は、大きくは、平行する 2 本の道路に限られ、有機的な輸送網の構成ができない。
- ・ 米子鬼太郎空港付近で、2 本の主要避難道路が近接する。
- ・ 海側道路（国道 431 号）は、地震時に津波の影響を受けるおそれがある。

第 2 節 事故想定等

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により、島根原子力発電所のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、緊急防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の住民避難が必要になったと想定とする。

ただし、この計画において、大規模な自然災害、特に津波被害を蓋然性の高い事象として、県内の国道 431 号の使用が制限を受ける条件（鳥取県津波対策検討委員会検討結果による）を設定する。

第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

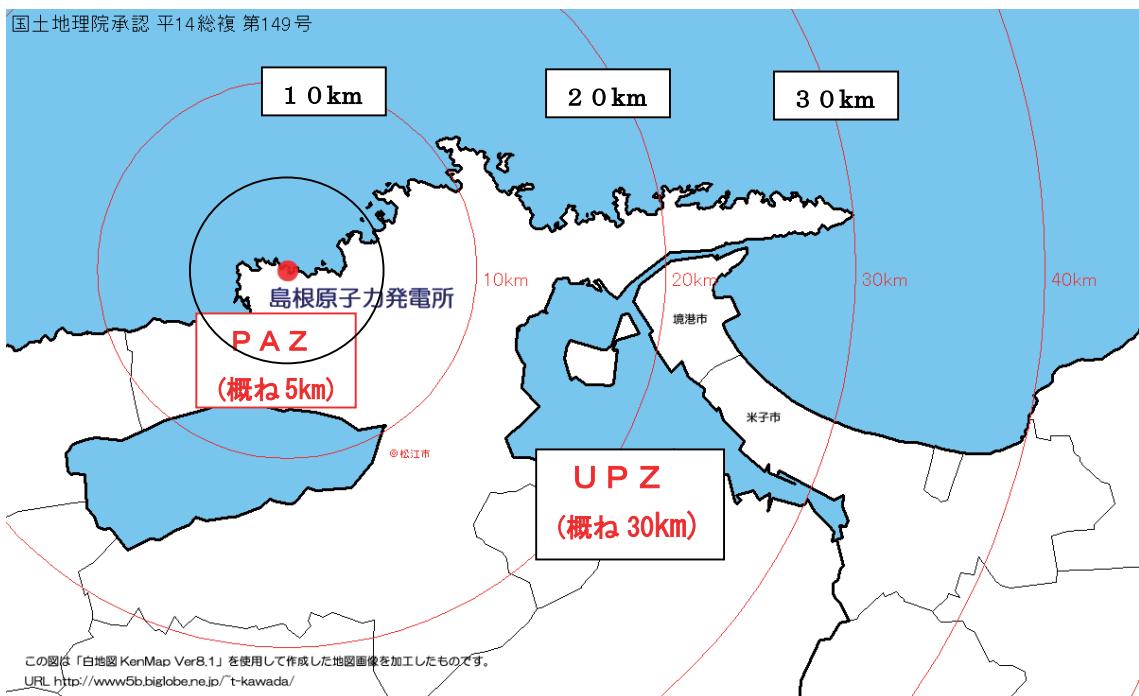
防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、具体的な地域を定める。

本市におけるUPZは、「島根原子力発電所から同心円半径30kmラインに含まれる自治会単位の区域」とし、その地域は次の表のとおりとする。

◎ 米子市における緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

町名又は自治会名	
大篠津町の全域	
葭津及び大崎の全域	
和田町の全域	
富益町の全域	
彦名町の全域	
夜見町の全域	
河崎の全域	
住吉公民館区の一部区域	安倍自治会、中ノ海1区自治会、中ノ海2区自治会、旗ヶ崎3区南自治会、旗ヶ崎3区北自治会、上後藤2区自治会及び上後藤4区自治会の区域
加茂公民館区の一部区域	加茂5区西自治会、加茂5区中自治会、加茂住宅自治会、三柳団地3区自治会、三柳団地4区自治会、三柳北自治会及び浜河崎自治会の区域

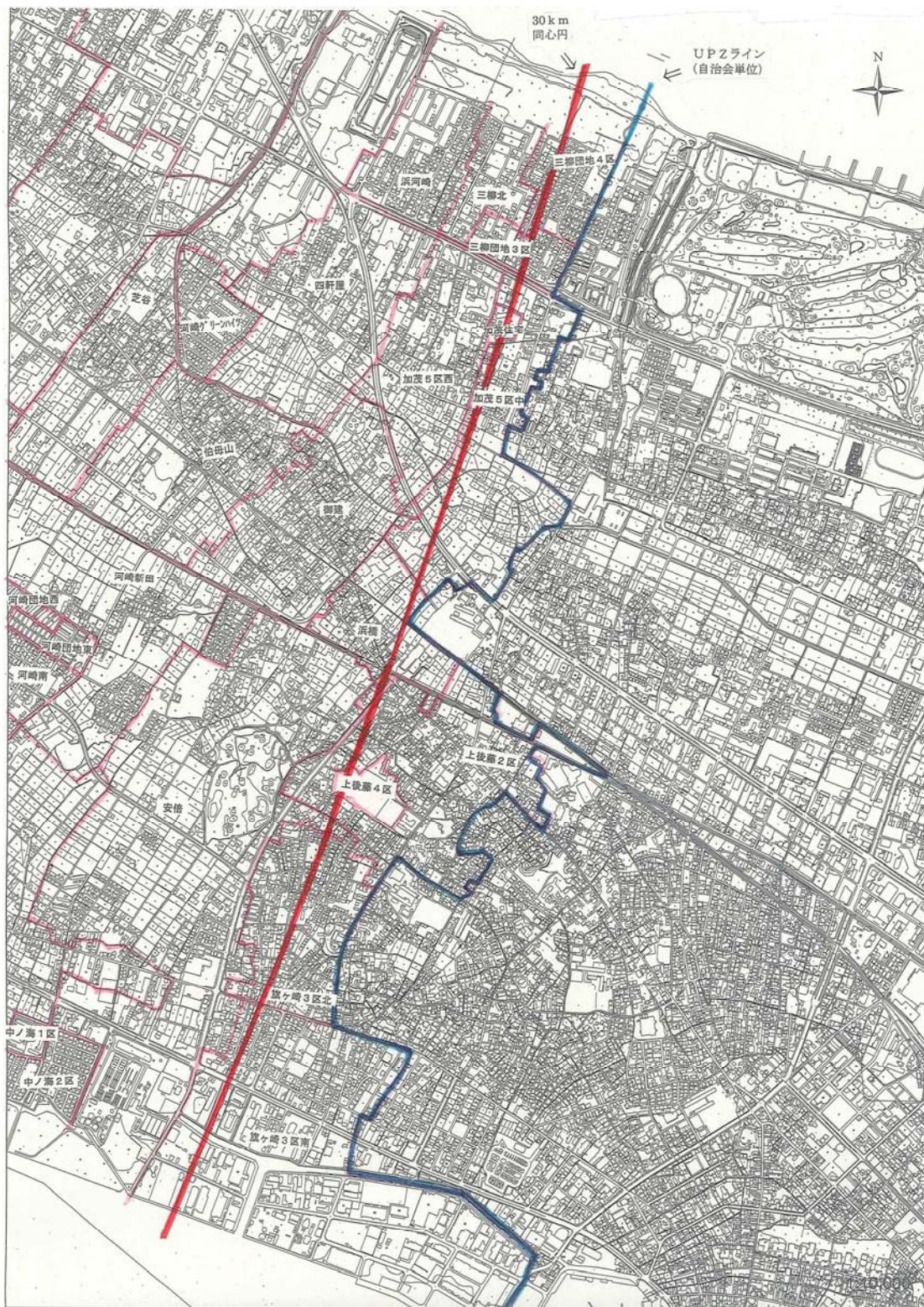
(参考) 島根原子力発電所周辺図



- ※ **UPZ** (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急防護措置を準備する区域)
確定的影響のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I Lに基づき、緊急防護措置を準備する区域。UPZの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から 5～30 km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 30 km」を目安とする。
- ※ **PAZ** (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)
急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し、又は最小化させるため、E A Lに応じて、即時避難を実施するなど、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。PAZの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から 3～5 km の間で設定すること（5 km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5 km」を目安とする。

◎ 緊急防護措置を準備する区域（U P Z）境界付近拡大図

※同心円半径30kmライン及びUPZライン



第4節 事故の推移

1 島根原子力発電所の事故の推移

※一般的な推移を記載したものであり、そのときの状況の進展とは必ずしも一致しない。

事態区分	対応
警戒事態 E A L (A L)	<ul style="list-style-type: none">・島根原子力発電所で、「警戒事態」が発生・市は、国・県から情報提供を受けた・市は、災害警戒本部を設置するとともに、オフサイトセンター（以下「O F C」という。）で開催される「現地事故対策連絡会議」に職員を派遣する・市は、注意喚起、観光客等の一時滞在者への帰宅の呼びかけを実施
施設敷地緊急事態 E A L (S E)	<ul style="list-style-type: none">・島根原子力発電所で、警戒事態が「施設敷地緊急事態」に進展・市は、中国電力から「施設敷地緊急事態」の発生の通報と国・県から情報提供を受けた・市は、災害対策本部を設置・市は、県が行う緊急時モニタリングの支援を開始・市は、県からの屋内退避準備の指示を受け、屋内退避準備開始
全面緊急事態 E A L (G E)	<ul style="list-style-type: none">・島根原子力発電所で、施設敷地緊急事態が「全面緊急事態」に進展・市は、中国電力から「全面緊急事態」の発生の通報と国・県から情報提供を受けた・内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した・市は、県からの屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等の指示を受け、準備開始・事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、避難指示が発令された

※ 上記に関わらず、島根原子力発電所から放射性物質が放出され、緊急時モニタリングの結果が運用上の介入レベル（O I L）の値を超えるおそれがあると認められる場合は、避難等の指示が発令される。

2 原子力災害対策指針等に基づく事態区分の考え方

(1) 情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）

(2) 警戒事態

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、早期に実施が必要な要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければ

ならない。国及び地方公共団体は、P A Z内において、実施に比較的時間要する防護措置の準備に着手しなければならない。

(3) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、主にP A Z内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。

(4) 全面緊急事態

全面緊急事態は、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

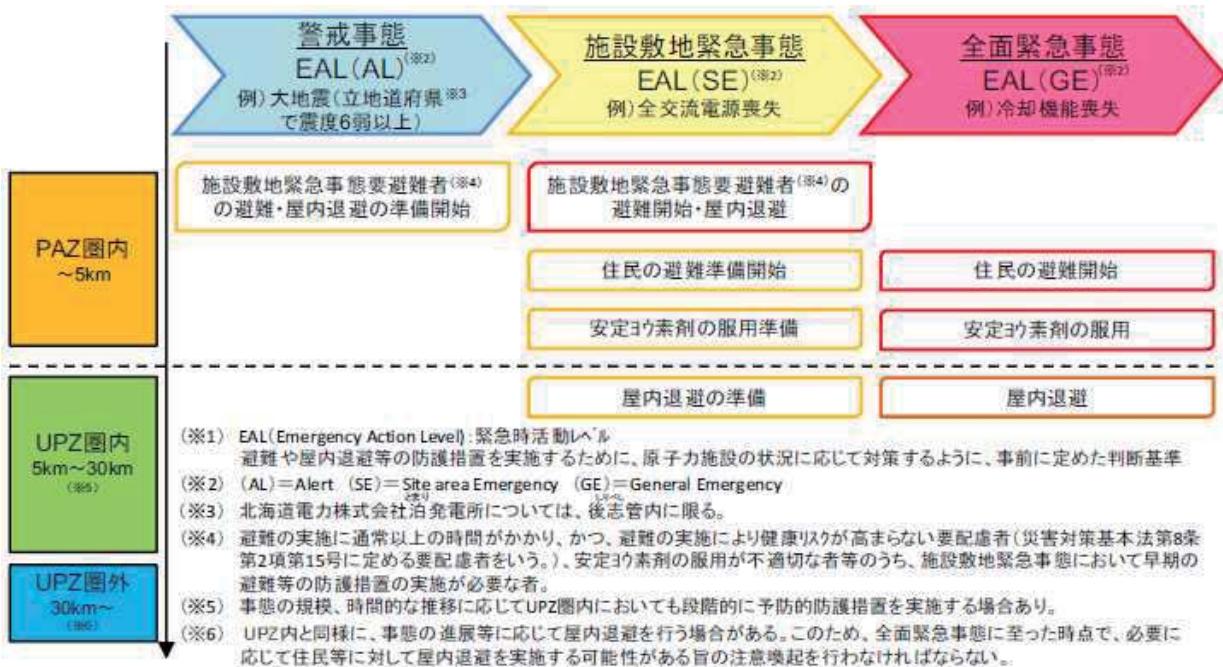
この段階では、原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない。国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、P A Z内において、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講じなければならない。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、U P Z内においても、P A Z内と同様、避難等の予防的防護措置を講ずる必要がある。

なお、U P Z外においては、事態の進展等に応じ、U P Zと同様に必要な防護措置を実施する。

3 防護措置

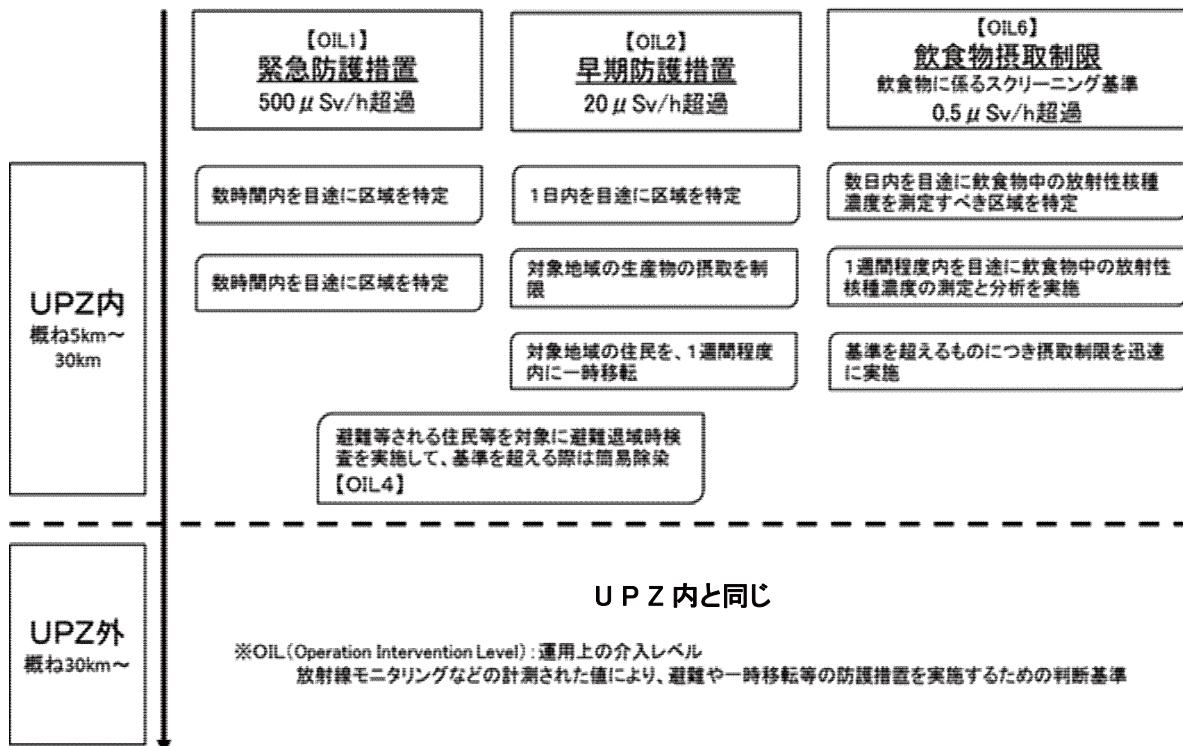
(1) 緊急事態における対応

施設敷地緊急事態（S E）となった段階で、時間とともに変化する風向に備えて島根原子力発電所から同心円状のU P Z内に対して国から屋内退避準備の指示が出され、全面緊急事態（G E）となった段階で、屋内退避の指示が出される。U P Z内の住民等は、当該指示に基づき屋内退避を実施する。



(2) 放射性物質の放出後

高い空間放射線量率が計測された地域において、地表面からの被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内に、住民等について避難等の緊急防護措置を講ずる。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講ずる。



4 屋内退避

(基本方針)

全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において U P Z 内の住民は屋内退避を開始する。

市は、施設敷地緊急事態発生時には、今後の事態の進展により屋内退避を行う可能性がある旨を U P Z 内の住民等に伝え、屋内退避に必要な準備を促すものとする。

市は、全面緊急事態に至った場合、屋内退避中の住民に対し、安全確保のため、防災行政無線、あんしんトリピーメール、ホームページ、S N S、テレビ、ラジオ等により必要な情報提供を行うものとする。

万が一、放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で活動すると被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。

(屋内退避時における物資の供給体制)

屋内退避の際に物資の備蓄がない場合には、協定を締結した事業者の物資、中国電力の備蓄、国による調達物資等を自衛隊等の実動組織の支援を得て供給するほか、県や関係機関と連携して必要な情報を継続的に提供するものとする。

なお、屋内退避中に物資の枯渇等によりその継続が困難となった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量等を考慮しつつ、近隣の、安全が確保できる場所や、あらかじめ定められている避難先へ速やかに移動し避難することとする。

5 避難等

(基本方針)

原子力災害時における U P Z 内の避難等について、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、O I Lに基づき対象区域を特定し、避難又は一時移転等の指示が発令される。また、原子力災害対策重点区域（P A Z 及びU P Z）全体に避難が必要となった場合は、交通渋滞を低減し、避難の円滑化を図るため、原則として島根原子力発電所からの距離に応じた同心円で段階的避難を行うものとする。

(避難の推移)

- ・ 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）に基づき、P A Z の避難が実施される。U P Z については、E A Lに基づく屋内退避の後、O I Lに基づき U P Z 全域に避難指示が発令され、段階的避難が実施される。

※ 放射性物質の放出前においても、E A Lに基づき、事態の規模、時間的な推移等に応じて避難指示が発令される場合がある。

- ・ 即時避難として P A Z 避難が完了した後、U P Z 避難が実施される。
- ・ U P Z 避難においても、島根原子力発電所から近い区域から距離に応じて段階的な避難を行う。これにより、円滑な避難を確保するとともに、住民等の被ばくリスクの低減を図る。

- ・避難対象者及び避難行動要支援者に必要な輸送手段（バス、福祉車両）を確保し、速やかに避難を行う。

第5節 広報・情報伝達

1 関係機関の役割分担

市は、県、OFCと連携し、次のとおり役割分担することで、重層的かつ漏れのない広報を行う。

OFC	・緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項等について、テレビ、ラジオ等の多様な報道手段を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。
県	・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達とともに、地元報道機関、インターネット等の多様な広報手段を通じて県民に広報する。 ・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市に広報を依頼する。
市	・緊急事態、災害の概要、モニタリング結果、今後の予測、市が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項等について、サイレン、防災行政無線、広報車、ホームページ等を通じて住民に広報する。 ・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を避難受入先市町の協力を得て広報する。

2 広報体制の整備

（1）情報の収集

市は、OFC派遣職員、県、国、防災関係機関等と連携し、災害・避難、対応状況及び対応方針等に関する情報を収集・整理し、各対策部と情報共有する。

（2）広報担当の明確化

市は、広報・報道担当を明確にし、情報発信を一元的に行う。

（3）分かりやすい広報

市は、原子力関連の難解な用語を用いることなく、分かりやすい広報を行う。

（4）迅速かつ的確な広報

原子力災害対策は、より迅速な対応が求められる。市は、住民等の心理的動揺や混乱をできるだけ抑えるため、迅速かつ的確な広報を行う。

第6節 避難の概要

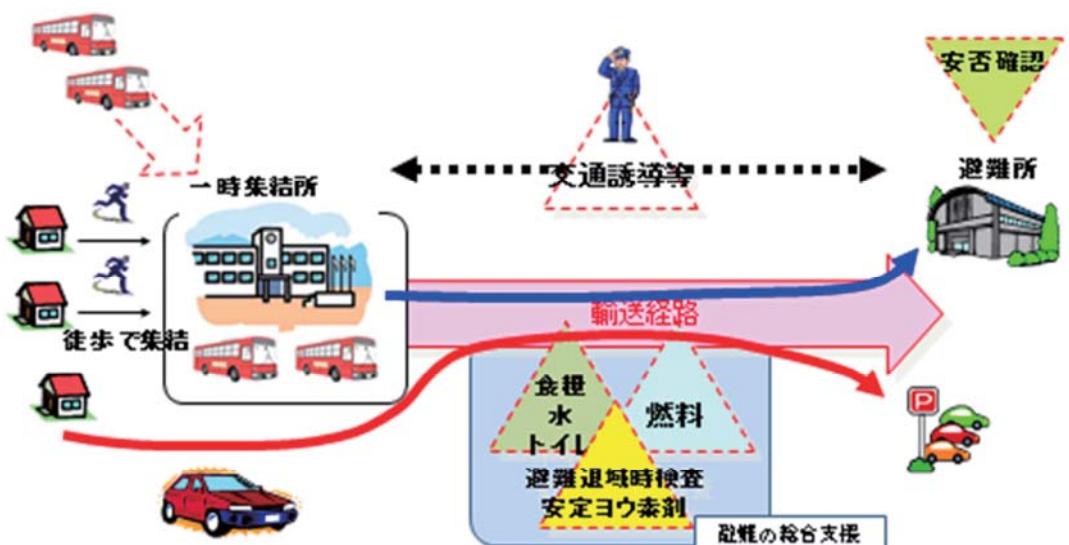
避難は、島根原子力発電所に近い地域から順次段階的に避難を行う。

1 避難時期と避難対象地域

避難時期は下表のとおりとするが、あくまで一つのパターンを示したものであり、事態の進展等によっては、時間的推移や避難対象区域が変更されることもある。

今後の原子力災害対策指針の避難基準、県が行う避難時間推計シミュレーション結果、訓練成果の検証結果等に基づき、その都度見直す。

避難の考え方イメージ



要避難市(米子市、境港市)	県	県、避難先市町村
---------------	---	----------

段階的避難における避難区分



区分	避難区域	市	区域内町等
鳥取①	A-①	境港市	外江町、清水町、弥生町、芝町、西工業団地
	A-②		渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町
鳥取②	A-③		浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、末広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町
鳥取③	A-④	米子市	竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒家町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目
	B-①		大篠津町、和田町
鳥取④	B-②	米子市	葭津、大崎、大篠津町（一部）、彦名町（一部）
	B-③		富益町、彦名町、安倍、上後藤（一部）、旗ヶ崎（一部）
	B-④		夜見町、河崎、両三柳、（一部）

段階的避難推移表

- ※ U P Z のうち 10 ~ 20 km の避難指示が発出された時点を「H」とする。放射性物質の放出はされておらず、E A L に基づき避難指示がなされるものとする。
 ※ 事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、避難指示後 20 時間で避難を完了する。

時 間 的 推 移	避 難 対 象 区 域 等	備 考
警戒事態 (A L)	注意喚起、観光客等の一時滞在者への帰宅呼びかけ ※原子力規制委員会が原子力災害対策指針のE A Lに掲げる警戒事態を判断した後 なお、自然災害のみを起因とした警戒事態は除く	
施設敷地緊急事態 (S E)	屋内退避の準備	
全面緊急事態 (G E)	(原子力緊急事態の宣言、国の原子力災害対策本部の設置) 事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国が避難を指示 予防的防護措置（屋内退避の実施、避難に必要な移動手段の確保等避難準備や安定ヨウ素剤の配布準備）の指示	
H	U P Z のうち 10 ~ 20 Km に避難指示発出 鳥取①の避難開始 ※【境港市の避難人数】約 12,000 人	→H + 5 h で避難完了
H + 5 h	鳥取②の避難開始 ※【境港市の避難人数】約 13,000 人	→H + 10 h で避難完了
H + 10 h 【本市の避難人数】約 5,000 人	鳥取③の避難開始 【本市の避難対象地域】 ・大篠津町の全域（ただし、崎津 6 区自治会の区域を除く。） ・和田町の全域 ※【境港市の避難人数】約 11,000 人	→H + 15 h で避難完了 ※気象条件や事故の進展等により、30 km 圏外にも避難指示が発出されることも想定し、必要に応じて、30 km 圏外も屋内退避の指示を出す場合もある。
H + 15 h 【本市の避難人数】約 32,000 人	鳥取④の避難開始 【本市の避難対象地域】 ・大篠津町の一部（崎津 6 区自治会の区域）、葭津、大崎の全域 ・富益町、彦名町、夜見町及び河崎の全域 ・住吉公民館区の一部区域 （安倍自治会、中ノ海 1 区自治会、中ノ海 2 区自治会、旗ヶ崎 3 区南自治会、旗ヶ崎 3 区北自治会、上後藤 2 区自治会及び上後藤 4 区自治会の区域） ・加茂公民館区の一部区域 （加茂 5 区西自治会、加茂 5 区中自治会、加茂住宅自治会、三柳団地 3 区自治会、三柳団地 4 区自治会、三柳北自治会及び浜河崎自治会の区域）	→H + 20 h で避難完了 ※気象条件や事故の進展等により、30 km 圏外にも避難指示が発出されることも想定し、必要に応じて、30 km 圏外も屋内退避の指示を出す場合もある。
H + 20 h	鳥取県内 U P Z 避難完了	

◎ U P Z 外の防護措置

U P Z 外においては、緊急時モニタリング結果を踏まえて、島根原子力発電所からの同心円を基礎として、必要な防護措置を実施する範囲を設定する。

2 避難オペレーション

避難は、鳥取①の区域から開始し、順次5時間おきに、鳥取②、鳥取③、鳥取④の各区域の避難を開始することを基本とする。避難は、道路監視カメラや信号機遠隔制御等により円滑な実施を確保する。次の区域の避難の開始については、道路監視カメラ等により、避難中の道路状況等が避難実施に支障がないこと等を確認の上、前倒しすることで避難の円滑化を図る。

避難開始時間の前倒しを行う場合は、全体避難に影響を及ぼすことがないよう、現地の交通規制を含めて、警察や道路管理者等の関係機関とも連携し、慎重に判断する。

また、監視カメラにより車両事故等が発見された場合は、速やかに交通障害を排除し、円滑な非難を確保する。

3 複合災害時の対策

県は、地震、津波、暴風雪等の自然災害と原子力災害の複合災害の発生可能性を認識し、避難を始めとした防護措置の迅速かつ的確な実施に努める。この際、人命の安全確保を最優先とする観点から、これら複合的な事態に対して、迅速かつ同時並行的に対処していく。

市も県と連携して、その対応に当たる。

(1) 避難経路、避難手段、避難先の多重化

- ・ 避難経路の情報収集による避難経路の変更又は迂回の早期判断
- ・ 避難車両通行のための道路啓開、応急復旧等
- ・ 自家用車の使用が困難な場合の避難バスの確保
- ・ 車両による避難が困難な場合における実働組織による住民避難
- ・ 避難所の再調整、県内の予備避難先の利用、県外避難先の確保

(2) 災害対応の要員、資機材の確保

災害対応の限られたリソースの災害ごとの適切な配分と外部への支援の早期要請

(3) 複合災害時の避難・屋内退避

人命の安全確保を最優先に、自然災害（地震、津波、暴風雪等）に対する避難等を優先して、自宅や指定緊急避難場所等において屋内退避を行う。

(4) 屋内退避のための物資の備蓄・供給体制

屋内退避が適切に行えるように、住民への備蓄に関する普及啓発、物資等の備蓄、物資融通体制の整備を行う。

(5) 複合災害対応の強化

- ・ 情報収集、意思決定、指示・調整を一元化し、複合災害対応を一元化する。
- ・ 避難開始後は、状況の変化に応じて避難計画を修正・変更するためのループ型の意思決定を行う。

4 避難先

避難先は、鳥取市、倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町（以下「避難受入市町」という。）とする。

なお、避難先は、県及び避難受入市町と事前に協議の上、県及び避難受入市町の公共施

設を避難所として指定しており、自治会ごとの避難先は、次のとおりである。

<避難先一覧表>

大篠津公民館区=大篠津町

自治会名	市町村	施設名	中学校区
御崎	鳥取市	宝木小学校、瑞穂小学校	気高中
上口			
立原	鳥取市	逢坂小学校	気高中
山口			
灘口	鳥取市	鹿野学園流沙川学舎、鹿野町農業者トレーニングセンター	鹿野中
灘浜			
清和			
美保ヶ丘	鳥取市	気高町コミュニティセンター（浜村地区公民館）、気高町農業者トレーニングセンター、浜村小学校	気高中
旭ヶ丘1区			
旭ヶ丘2区			

崎津公民館区=葭津、大崎、大篠津町の一部、彦名町の一部、富益町の一部

自治会名	市町村	施設名	中学校区
崎津1区	鳥取市	青谷高等学校	青谷中
崎津2区			
崎津3区			
崎津4区	倉吉市	倉吉市営体育センター、倉吉市営武道館	東中
崎津5区			
崎津6区	倉吉市	倉吉西中学校、小鴨公民館	西中
崎津7区	倉吉市	倉吉西高等学校	西中
崎津8区	倉吉市	上小鴨小学校	西中
旧崎津9区	倉吉市	明倫公民館	西中
崎津10区	倉吉市	上小鴨公民館	西中

和田公民館区=和田町

自治会名	市町村	施設名	中学校区
和田1区			
和田2区			
和田3区	倉吉市	倉吉未来中心、倉吉交流プラザ、倉吉市文化活動センター	東中
和田4区			
和田5区			

和田 6 区			
和田 7 区			
和田 8 区			
和田 9 区	倉吉市	倉吉東中学校	東中
和田 11 区	倉吉市	上灘小学校	東中

富益公民館区=富益町

自治会名	市町村	施設名	中学校区
川上	湯梨浜町	ハワイアロハホール、保健福祉センターつわぶき荘、羽合西コミュニティー施設	湯梨浜中
上部	湯梨浜町	旧北溟中学校、羽合小学校	湯梨浜中
上中	湯梨浜町	泊小学校、泊体育館	湯梨浜中
中村	湯梨浜町	東郷小学校	湯梨浜中
下中	湯梨浜町	旧東郷中学校	湯梨浜中
南口	湯梨浜町	湯梨浜中学校	湯梨浜中
西中	湯梨浜町	東郷湖羽合臨海公園	湯梨浜中
北口			
上新田	湯梨浜町	湯梨浜町文化会館	湯梨浜中
下新田	湯梨浜町	湯梨浜町役場講堂	湯梨浜中
西新田	湯梨浜町	はわいトレーニングセンター	湯梨浜中

彦名公民館区=彦名町

自治会名	市町村	施設名	中学校区
彦名 1 区	三朝町	三朝町総合スポーツセンター、三朝小学校体育館	三朝中
彦名 2 区	倉吉市	倉吉農業高等学校、高城公民館	久米中
彦名 3 区			
彦名 4 区	三朝町	三朝町総合文化ホール、三朝小学校体育館	三朝中
彦名 5 区	倉吉市	高城小学校	久米中
彦名 6 区	倉吉市	倉吉総合産業高等学校、上井公民館	河北中
彦名 7 区			
彦名 8 区	倉吉市	久米中学校	久米中
彦名 9 区			
彦名 9 区の 1	倉吉市	灘手小学校	東中
彦名 10 区	倉吉市	河北中学校	河北中
彦名 11 区	倉吉市	河北小学校	河北中
彦名 12 区	倉吉市	北谷小学校	久米中

彦名 13 区	三朝町	三朝中学校体育館、竹田町民体育館、農林漁業者トレーニングセンター	三朝中
彦名 14 区			

夜見公民館区=夜見町

自治会名	市町村	施設名	中学校区
夜見 1 区	北栄町	北条小学校、北条中学校	北条中
夜見 2 区	琴浦町	生涯学習センター、八橋小学校、浦安小学校	東伯中
夜見 3 区	琴浦町	赤崎小学校、船上小学校、旧安田小学校、旧以西小学校、赤崎中学校	赤崎中
夜見 4 区	琴浦町	東伯文化センター、琴浦町保健センター	東伯中
夜見 5 区	琴浦町	旧古布庄小学校	東伯中
夜見 6 区	琴浦町	東伯中学校	東伯中

河崎公民館区=河崎

自治会名	市町村	施設名	中学校区
浜橋	北栄町	北条ふれあい会館	北条中
御建	北栄町	鳥取中央育英高等学校	大栄中
四軒屋			
伯母山	北栄町	大栄中学校	大栄中
芝谷	倉吉市	鴨川中学校	鴨川中
旧河崎団地東	北栄町	大栄小学校	大栄中
河崎団地西	倉吉市	旧山守小学校、関金小学校	鴨川中
河崎南	北栄町	大栄体育館、大栄ふれあい会館	大栄中
河崎新田	倉吉市	上北条小学校、西郷小学校	河北中
河崎グリーンハイツ	倉吉市	伯耆しあわせの郷	河北中

住吉公民館区=安倍の全域、旗ヶ崎、上後藤の一部

自治会名	市町村	施設名	中学校区
旗ヶ崎 3 区南	琴浦町	成美公民館、安田公民館、以西公民館、赤崎文化センター、旧古布庄小学校、赤崎小学校、赤崎中学校、琴浦町役場分庁舎、白鳳館、旧安田小学校	赤崎中
旗ヶ崎 3 区北	倉吉市	明倫小学校、小鴨小学校、社小学校、農村環境改善センター、倉吉養護学校、はばたき人権文化センター、倉吉福祉センター、まちかどステーション	西中
上後藤 2 区	湯梨浜町	活性化センターはまなす、中央公民館泊分館、青少年の家、漁村センター、羽衣会館、桜コミュニティー施設、中央公民館、花見コミュニティー施設	湯梨浜中

上後藤4区	倉吉市	社公民館、北谷公民館	久米中
安倍	倉吉市	倉吉東高等学校、成徳小学校、上灘公民館、成徳公民館、灘手公民館	東中
中ノ海1区			
中ノ海2区	倉吉市	県立倉吉体育文化会館・体育馆、上井児童センター	河北中

加茂公民館区＝両三柳の一部

自治会名	市町村	施設名	中学校区
加茂5区西	琴浦町	聖郷小学校	東伯中
加茂5区中	琴浦町	船上小学校 旧以西小学校	東伯中
加茂住宅	三朝町	高勢公民館(体育馆)、みささ村公民館	三朝町
三柳団地3区	倉吉市	上北条公民館、西郷公民館	河北中
三柳団地4区	倉吉市	県立農業大学校	鴨川中
三柳北	北栄町	北条体育馆、北条農村環境改善センター	北条中
		大誠体育馆	大栄中
浜河崎	琴浦町	農業者トレーニングセンター、平岩記念会館、赤崎ふれあい交流会館、下郷公民館、古布庄公民館	赤崎中

なお、次の場合には、県の指示の下、県外避難を実施する。

<県外避難実施の要件>

- ・避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき
- ・入院患者等の避難行動要支援者を収容する施設が県内で不足するとき
- ・その他必要と認められるとき

5 避難手段

(1) 選定の考え方

避難手段は、天候等の条件による制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本とし、各種輸送手段により輸送力を確保する。

この際、避難方針との整合を図りながら、最適かつ実態に即した避難手段の組合せにより、確実かつ効率的な避難を行うものとする。

なお、補完的手段である鉄路、海路、空路に関しては、その特性に留意する必要がある。

(2) 陸路

ア 自家用車

自家用車及びバス等準備車両による避難を基本とし、避難住民の9割が自家用車を使用すると見積もる。自家用車1台当たりの乗車人員は2.5人程度と見積もる。

イ バス等準備車両（公共交通）

自家用車が使えない住民等の避難に使用する。バスによる避難者は総数の10%とし、バス1台当たりの乗車人員は35人程度と見積もる。なお、新型コロナウイルス感染症流行下であり、十分に車両が確保されている場合は、必要に応じて乗車人員を減らし、密集・密接対策を行う。

ウ 福祉車両

避難行動要支援者等の避難に使用する。UPZ内の車両を基本とするが、必要に応じ、県内UPZ外の車両、さらには県外の車両を確保する。

なお、輸送力に余裕を持たせるため、中国電力が、米子市、境港市内に福祉車両5台を配備し、あらかじめ県と定める要請手順に基づき運用する。

エ 自衛隊車両

緊急を要する場合（災害派遣、原子力災害派遣）に計画する。

（3）鉄路

列車の運行が可能である場合、定時運行性を最大限活用し、観光客等の一時滞在者の早期避難や通勤者、通学者が帰宅するまでの移動手段として使用する。また、避難の際の補完的手段として使用する。このため、列車運行時間の利用者への周知に努める。

※ JR（境線、山陰本線〔米子駅～鳥取駅〕）

（4）海路（公共交通）

船舶（境港～鳥取港）の確保が可能であり、波高が1.5m以下と見込まれる場合に、長時間航海による健康管理を徹底の上、自家用車が使えない近隣の住民等の輸送に使用する。

対象とする住民の決定と周知及び船舶までの輸送方法の確保が必要である。

（5）空路

航空機及びヘリコプターの確保が可能な場合に、遠距離かつ緊急に搬送が必要な避難行動要支援者（重篤な入院患者等）等の輸送に使用する。

ヘリコプターは、避難が遅れた住民等や避難行動要支援者などの救出、搬送にも使用する。

（6）複合災害時における避難手段

自家用車の利用が困難なときは、バスを手配する。車両による避難が困難な場合は、補完的手段を準備するが、確保が困難な場合は実働組織による避難を要請する。

（7）搜索と救出

避難に遅れたあるいはできずに救出要請のあった住民、又は避難指示のあった地域において住民の搜索が必要になった場合において、自治体の能力を超える場合は実働組織に支援要請する。

6 避難経路

避難経路は、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路として、次のとおりとする。

経路1	山陰自動車道・	山陰自動車道・国道9号による県中部・東部地域へ
-----	---------	-------------------------

	国道 9 号沿い	の避難経路
	・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→国道 9 号東進	
経路 2	・県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道 431 号→（米子 JCT）→山陰自動車道東進	
	国道 181 号・ 米子自動車道沿い	国道 181 号から米子自動車道蒜山 IC を経由した県中部地域への避難経路
経路 3	・県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（溝口 IC、江府 IC）→米子自動車道→（蒜山 IC）→国道 482 号→国道 313 号	
	国道 181 号・ 米子自動車道・ 中国自動車道沿い	国道 181 号から米子自動車道～中国自動車道津山 IC を経由した県東部地域への避難経路
	・県道米子境港線（県道 47 号）→国道 181 号→（溝口 IC、江府 IC）→米子自動車道→（落合 JCT）→中国自動車道→（津山 IC）→国道 53 号	

なお、大規模な通行止め、渋滞等通行阻害に際しては、状況に応じて避難経路の変更を行い、通常は通行止め箇所について警察官等により迂回を行うことを基本とする。

(1) 国道 431 号

早期に使用の可否を判断し、使用できる場合は避難経路として使用する。

(2) UP Z 内

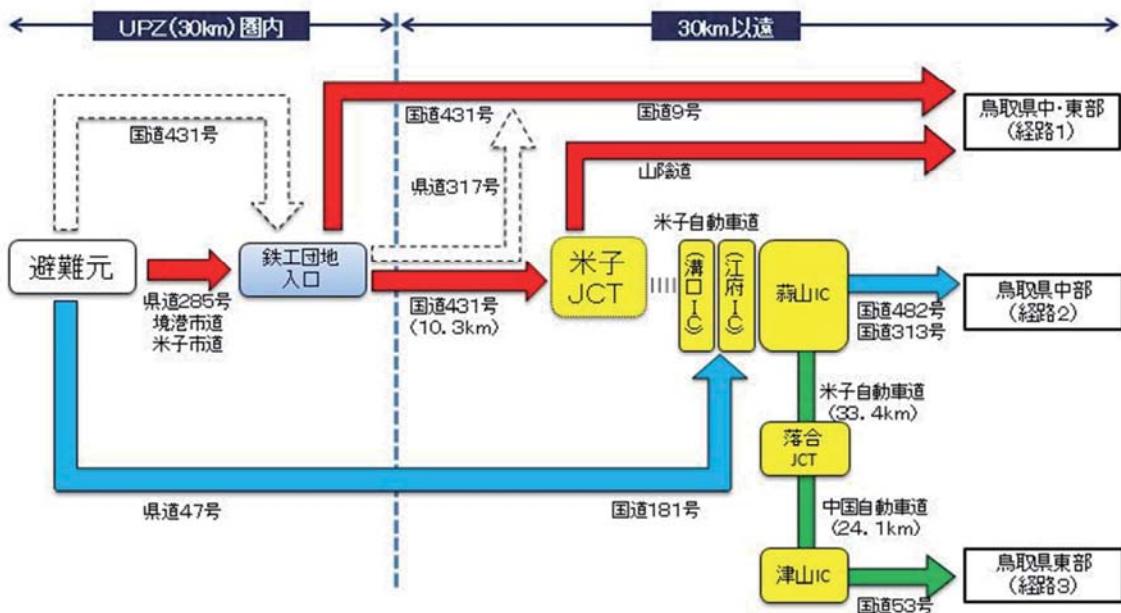
避難車両を県道米子境港線（県道 47 号）、県道米子空港境港停車場線（県道 285 号）、国道 431 号へ誘導する。また、道路状況等に応じて避難経路を結ぶ肋骨道路を使用し渋滞等の低減を図るとともに、避難の融通性を確保する。

(3) UP Z 外

避難車両を、道路状況に応じて米子自動車道と国道 181 号に振り分ける。

避難経路図

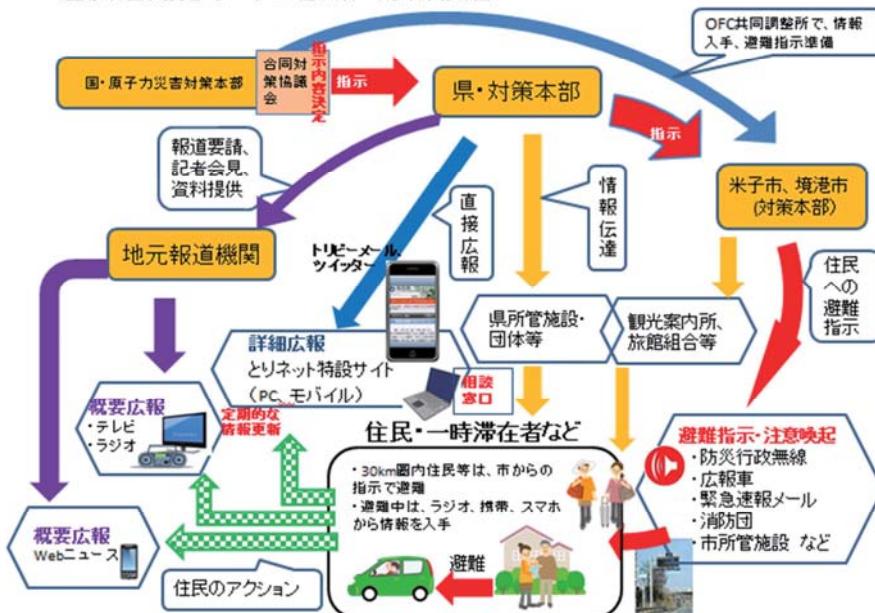




7 住民への情報の周知

市は、緊急事態、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項等について、サイレン、防災行政無線、広報車、ホームページ等を通じて住民に広報する。

住民避難指示時の広報・情報伝達



8 避難の優先順位

(1) 地域

UPZ内全域で避難が必要となった場合、島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の鳥取県東部地域から順次行う。

避難は、EAL又はOIL等による国又は県・市からの避難指示と原子力災害合同対

策協議会による調整結果に基づき行い、島根原子力発電所からの距離が、20km圏内区域、20km～25km圏内区域、25km～30km圏内区域に分け、島根原子力発電所から近い距離の区域から順次段階的に避難を開始する。

(2) 対象者

ア 妊産婦及び乳幼児とその家族

市による避難情報等の確実な伝達及び優先的な避難を検討する。

また、避難所の優先入所、ホテル等を利用した避難についても検討するとともに安定ヨウ素剤の服用指示があった場合の服用の周知を徹底する。

イ その他避難行動要支援者（障がい者、入院患者、社会福祉施設入所者、在宅等）等一般住民等との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。

9 避難に影響を及ぼすと想定される課題等

(1) 道路の使用

ア 弓浜半島部の国道431号は、津波の影響を優先的に把握し、避難路としての使用の可否を検討する。

イ 地震による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない）

ウ 冬期の大雪による影響（除雪の必要性）

(2) 渋滞の発生

ア 境港市街

幸神町交差点

イ 米子市街

大篠津交差点、河崎交差点、皆生交差点、二本木交差点、西福原一丁目交差点、米子食品団地入口交差点、米子駅前交差点、国道9号に国道431号及び各種道路が合流する箇所、米子自動車道入口交差点

(3) モニタリング結果

避難に先立ち県が実施する走行モニタリング等により、避難経路の空間放射線量率を確認する。

(4) 計画外の避難（自主的な避難）

次による計画外の避難が大規模に発生した場合、PAZ住民の避難遅れ及びUPZ住民等の避難時間（避難の走行時間）の増加が予想され、避難住民等の被ばくリスクが高まる。

ア 島根原子力発電所で事故が起きた直後の避難及びその後の事故進展に伴う住民等の自主判断による避難

イ PAZ避難が指示された場合のPAZ外の区域における先行的な避難

ウ UPZ内の避難指示区域における計画的な段階的な避難の前の避難

エ 一部の自主避難（避難指示区域以外からの避難）

10 予備的避難地域

鳥取県内の計画上の避難先（県東部及び中部）が使用できない場合及び島根県において

災害の状況により島根県の計画どおりに避難ができなくなり、鳥取県に避難者の受入れの要請があった場合は、次の鳥取県内の予備的避難地域において避難者を受け入れる。

なお、この地域における避難者の受入れについては、県が調整を行う。

避難受入数	避難受入地域
約1万人	日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町
約5千人	若桜町、智頭町

第3章 避難等の実施

第1節 方針

市は、住民等の被ばくをできる限り低減するため、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難及び一時移転）を可能な限り迅速に実施する。この際、避難行動要支援者等に配慮する。

県及び市は、現地の状況を直接把握し、人命の安全確保を最優先とし、必要な場合は国と緊密に連携した上で、国の指示を待たずに独自の判断として屋内退避、避難等の必要な指示を行う。

UPZ内全域で避難が必要となった場合は、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民等の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民等の被ばくの低減に努める。また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民等への安心提供と安全確保に努める。

なお、計画外の避難が大規模に発生した場合は、避難住民等への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民等の被ばくを抑える。

第2節 計画の段階区分

1 段階区分の設定

緊急事態の時間的な進展に応じた迅速かつ的確な住民避難を実施するため、段階区分を設定し、段階ごとに応じて実施する。

2 段階区分と避難の段階

（1）段階区分

段階区分	方針	対応
準備	原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で運用し、緊急時の検討等を行う。	1 計画等の作成・修正 2 広報 3 普及啓発 4 訓練 5 人材育成

初期対応	<p>情報の限られた不確かな中でも、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを可能な限り最小限に抑えるという目的を達成させるため、極めて短期間のうちに迅速な対応を行う。</p> <p>(緊急事態区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒事態 (A L) ・ 施設敷地緊急事態 (S E) ・ 全面緊急事態 (G E) 	1 異常事態の発生
		2 事業者が通報連絡 ・通報（原災法） ・関係自治体へ通報（原災法、協定等）
		3 災害警戒本部、災害対策本部の設置
		4 緊急時モニタリングの実施 5 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言 6 国が原子力災害対策本部を設置 7 原子力合同対策協議会の設置
中期対応	放射性物質又は放射線の影響管理が求められ、環境放射線モニタリングや解析による放射線状況の十分な把握に基づき、初期対応段階で実施された防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。	1 放射線状況の把握 2 防護措置の変更、解除 3 長期防護措置の検討 4 長期的な復旧策を開始するための特定の計画の作成 5 被災者生活支援 6 社会的・経済的活動への復帰支援
復 旧	復旧段階への移行期に策定された被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。	1 放射線の影響管理 2 環境の除染

(2) 避難の段階

避難の段階	想 定 す る 期 間
避難準備	警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に進展し、避難指示等が出されるまでの期間
避 難	避難及び一時移転の指示等が出されてから、避難所に到着するまでの期間 (一次避難〔UPZからの避難〕)
避難生活	避難所に到着してから、原子力緊急事態解除宣言が出され、避難指示等が解除されるまでの期間
復 帰	避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間
生活再建	避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間

第3節 防護措置の種類

市は、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、緊急時モニタリングの結果に基づき、各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減するものとする。

防 護 措 置	実 施 内 容

屋 内 退 避	<ul style="list-style-type: none"> 建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。 なお、屋内退避の場合、木造建屋よりもコンクリート建屋の方が内部被ばくのリスク低減効果は高い。 ・ 避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に屋内退避を行う。 ・ ただし、屋内退避指示が出されている中で、地震など自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から避難指示を発令する場合がある。 ・ 一方で、大雪や台風など避難時の周囲の状況等により、避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、事態に照らし緊急を要するときは、屋内退避の緊急安全確保措置及び屋内退避の継続を指示する場合がある。
コンクリート屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> 病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。 ・ 放射線防護対策を実施した施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の施設等からの受入れや避難又は他の施設等への転院等を判断するものとする。 ・ 地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない近隣のコンクリート屋内退避施設において屋内退避を行う。
避 難	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。
避 難 (O I L 1)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの。
一 時 移 転 (O I L 2)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急な避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用な被ばくを低減するため、一定期間（1週間程度内）のうちに当該地域から離れるもの。
除 染 (O I L 4)	<ul style="list-style-type: none"> 避難退域時検査において、基準を超えた避難者等に対して簡易除染を行うもの。
甲状腺被ばく線量モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために実施する。
安定ヨウ素剤の服用	<ul style="list-style-type: none"> 大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合は、安定ヨウ素剤を服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する。 ・ 放射性物質の放出状況を踏まえ、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに実施する。

飲 食 物 摂 取 制 限 (O I L 6)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングの結果、地域生産物の摂取を制限する。 飲食物に含まれる放射性物質の濃度が基準を超えるときは、内部被ばく線量を低減するために飲食物の摂取を制限する。 農林水産物の採取及び出荷制限。 飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民への供給体制確認。
立 入 制 限 措 置	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質による無用の被ばくを避けるため、また、住民等の避難、屋内退避等の防護措置、防災業務関係者の活動、応急対策用資機材の輸送等が円滑に行えるよう、立入制限区域を設け、車両、人の出入りを制限する。 防護措置地域の外側に立入制限区域を設定する。

第4節 屋内退避段階

- (1) 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合は、原則として屋内退避を住民等に指示する。
- (2) 市は、退避指示時の混乱を防止するため、屋内退避等の方法及び内容等について、事前に住民等に周知し、その理解を深めておく。
- (3) 市は、UPZに避難指示が発出された場合にすみやかに避難が開始できるよう、県及び避難受入市町と連携し、避難準備を開始する。
- (4) 避難行動要支援者については、県と連携し、必要に応じて早期避難を開始する。

第5節 避難段階

市は、県が国の原子力災害対策本部長の避難指示に基づき、E A L又はO I L運用と気候、道路状況等のその時の状況に応じて作成した具体的な避難指示を、関係機関と連携し、住民等に周知する。

1 避難先

国又は県からの避難指示に基づき、市はUPZ内の住民等を県東部・中部地域に避難(UPZ全域に避難指示が発令された場合は、段階的避難(第2章第6節「1段階的避難推移表参照))を実施)させる。

段階的避難を行うに当たり、避難の順番を待つ間は、屋内退避を実施する。

避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングをした避難所(第2章第6節「3避難先一覧表」参照)で行う。

2 避難手段の確保

(1) 避難手段

自家用車を主要な避難手段とする。下記②～⑥の避難手段については、過度に依存することなく、各種の避難手段で補完するように有機的な組織を構成し、適切に運用する。

- ① 自家用車
- ② バス等

- ③ 福祉車両
- ④ 自衛隊車両
- ⑤ 鉄道
- ⑥ その他手段（船舶、航空機）

（2）避難手段の確保

避難手段の確保は避難準備段階から行い、事態が進展し、国又は県から避難が指示された場合速やかに避難できるよう、早期の確保に努める。県で確保が困難な場合は、国へ要請し確保する。緊急の場合は国を通じて又は直接実動組織へ要請する。

3 避難方法

- ・ あらかじめ決められた方法又は指示された方法により避難を行う。
- ・ 自家用車による避難を行うときは、各家庭での避難を行う。
- ・ 公共輸送等による避難を行うときは、自治会単位であらかじめ指定された一時集結所に集結した後に避難する。
- ・ 避難等のため屋外に出る際には、被ばくの影響ができる限り低減するため、身体等に放射性物質が付着しないようレインコート等を着用するほか、放射性物質を吸い込まないようにマスクの着用や、タオルやハンカチで口や鼻を覆うことなどを住民等に周知する。

4 U P Z外の防護措置

U P Z外においては、U P Z内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。また、事態の進展等により避難等の防護措置が必要となった場合には、U P Zと同様のフレームワークにより対応を行う。

5 避難誘導

（1）避難情報の伝達（広報）

ア 県

- ・ 県は、避難指示等が出た場合、放送事業者に対して放送要請を行い、当該地域の住民に対して避難指示等の情報を伝達する。
- ・ 県は、避難途中の住民等に対して必要な情報（空間放射線、避難所情報等）をホームページや原子力防災アプリ等を通じて提供する。また、道路情報板や商業施設等の屋外大型ビジョン等を活用した情報提供もあわせて行う。

※ 緊急事態の内容、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等

イ 市

- ・ 市は、サイレン、防災行政無線、広報車、消防団等を通じて防護措置区域（U P Z内）の住民等に広報する。

※ 緊急事態の内容、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民等の取るべき措置、注意事項等

（2）市は、一時集結所に避難誘導員を派遣し、一時集結所への避難誘導及びバス等への乗車のための避難誘導を行う。この際、市は妊産婦や乳幼児等の避難バス等への優先乗車

等に努めるとともに県と協力し、避難所の所在、災害の概要、避難時の注意事項、その他の避難に資する情報を提供する。

6 避難手段ごとの避難方法

(1) 自家用車による避難

避難対象地域内から自家用車避難を行う地区の順序を、あらかじめ島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線道路への経路等を考慮して定め、避難を実施する。自家用車による避難については、交通渋滞の解消を目的として避難者に乗り合わせを要請する。

ア 対象者

自家用車を利用できる者

イ 避難順序の統制

県及び市等は、自家用車で避難を行う避難住民等に対して、居住する地区が避難を開始する時期、避難に使用する経路、避難場所について十分に広報を行うなどにより、避難指示に従った避難の遵守を求めて、交通渋滞の発生を防止する。

ウ 避難所への誘導及び受入れ

県及び避難受入れ市町は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入れを行う。

(ア) 駐車場又は駐車スペースのある避難所への避難

学校施設のグラウンド等、臨時に避難住民等の自家用車を駐車できるスペースがある避難所には、直接、避難所へ自家用車を乗り入れる。

(イ) 駐車場等がない避難所等への避難

駐車場等がない避難所又は駐車場等が不足する避難所への自家用車避難の場合、避難住民の車を避難所付近の駐車場又は駐車可能スペースに駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。

エ 避難退域時検査等

放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリングの結果により避難等の指示が発令された場合には、県は、主要経路沿い等に、避難退域時検査会場を設け、避難住民等の避難退域時検査を行う。その結果、O I L 4以下でないことが確認された場合、簡易除染を行う。

車両の除染を行う際に用いる洗浄水については、周囲に飛散しないように飛散防止措置と確実な回収及び保管を行う。

なお、避難先までの間に避難退域時検査を受けることができなかった避難住民等については、避難先地域等に設置する避難退域時検査会場で行う。

また、検査の実施に際して、避難退域時検査会場にて避難待機時検査を行うことにより健康リスクが高まると判断される者については、避難先での検査等を考慮する。

オ 避難途中の住民等に対する支援

県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民等へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。

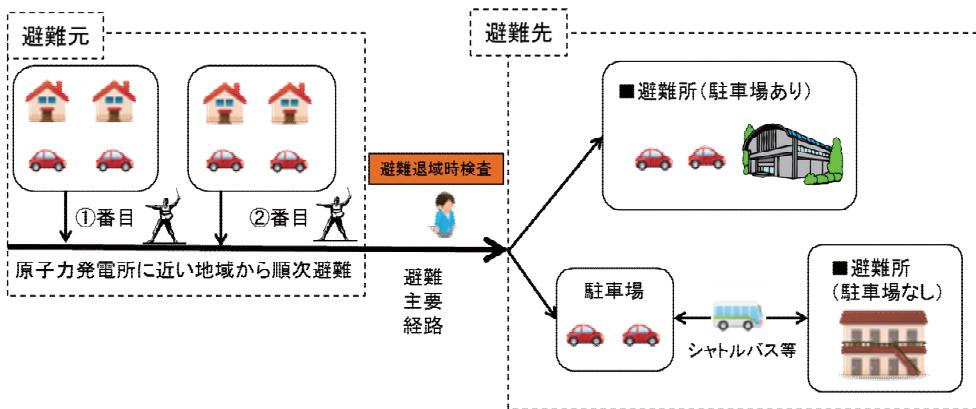
避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民に対し、支援（避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等の提供）を行う。また、必要に応じてトイレ設備等を設置する。

なお、積雪期間中については、チェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。

避難で移動中の住民等に対しては、原子力防災アプリや道路情報表示板等を使用して情報提供する。

カ　自家用車による避難のイメージ

自家用車による避難のイメージ



キ　安定ヨウ素剤の配布

安定ヨウ素剤については、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができるよう、あらかじめ決められた居住区域にある一時集結所で配布する。この場合、一時集結所付近の交通渋滞の発生を防止するため、基本的に徒歩で一時集結所に立ち寄ること等を要請する。

また、一時集結所で安定ヨウ素剤を受け取ることができなかった者は、避難退域時検査会場において受領する。なお、服用については服用の指示が出ている場合に限る。

避難状況に応じて、避難者が避難車両から降車せずに受け取る配布方法（車両内配布やドライブスルー方式等）を検討する。

ク　避難退域時検査会場予定場所（県が開設・運営を行う。）

県は、原則として国又は県・市が避難指示を行うまでに避難退域時検査会場を開設する。

	名 称	住 所
1	東伯総合公園体育館	東伯郡琴浦町田越 5 6 0
2	中山農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町下甲 1 0 2 2 - 5
3	名和農業者トレーニングセンター	西伯郡大山町名和 1 2 4 7 - 1
4	伯耆町B & G海洋センター	西伯郡伯耆町大原 1 0 0 6 - 3
5	江府町立総合体育館	日野郡江府町大字洲河崎 6 2
6	倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設	倉吉市関金町関金宿 1 5 6 0 - 1 8

7	旧那岐小学校	八頭郡智頭町大背 205
8	大山パーキングエリア	西伯郡伯耆町久古 1379

※大山パーキングエリアは、島根県と共同で開設・運営するものとする。

ヶ 避難所等に併設する避難退域時検査会場予定場所

	名 称	住 所
1	布勢総合運動公園県民体育館	鳥取市布勢 146-1
2	鳥取砂丘コナン空港	鳥取市湖山町西 4 丁目 110-5
3	倉吉体育文化会館体育館	倉吉市山根 529-2

コ 保健所に併設する避難退域時検査会場予定場所

避難後の検査希望に対応するため保健所に開設

	名 称	住 所
1	鳥取市保健所	鳥取市富安二丁目 138-4
2	倉吉保健所	倉吉市東巖城町 2
3	米子保健所	米子市東福原一丁目 1-45

(2) 公共輸送による避難

ア バス等による避難

避難住民等は、市があらかじめ定めた一時集結所に徒歩で集結した後、県等が手配するバス等により、指定された避難経路を使用し、避難退域時検査を行った後に避難所へ移動する。

なお、可能な限り自治会単位でまとまって避難することを原則とする。また、一時集結所でバス等を待つ際の被ばくの防止についても留意する。

(ア) 対象者

自家用車の利用ができない避難住民等で一時集結所から避難する者等

(イ) 一時集結所への集結

- ① 市は、あらかじめ定めた一時集結所を順次開設し、職員により運営するとともに、住民に対して必要な広報を行う。
- ② 原則、最寄りの一時集結所に集結するものとし、一時集結所には徒歩により集結する。
- ③ 市は、一時集結所において、避難する住民名簿を作成するとともに、県と協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報を提供する。
- ④ 市は、安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、国及び県等と連携し、県が別に定める「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って、安定ヨウ素剤の投与を行う。

安定ヨウ素剤の服用等の詳細については、本章第6節に記載する。

(ウ) 一時集結所

本市における一時集結所はU P Z にかかる地区の公民館及び小・中学校とする。

一時集結所は以下のとおり。

米子市の一時集結所（21施設）		
公民館	9	大篠津公民館、崎津公民館、和田公民館、富益公民館、彦名公民館、夜見公民館、河崎公民館、加茂公民館、住吉公民館
小学校	8	大篠津小学校、崎津小学校、和田小学校、彦名小学校、弓ヶ浜小学校、河崎小学校、加茂小学校、住吉小学校
中学校	4	美保中学校、弓ヶ浜中学校、加茂中学校、後藤ヶ丘中学校

(エ) 一時集結所から避難所までの輸送

① 輸送の実施者

県は、市町村及び指定地方公共機関等の協力を得ながら、一時集結所からあらかじめ定めた避難所へ避難住民等の輸送を実施する。

② バス等の確保

県は、県バス協会及び県バス協会会員に緊急輸送の協力要請を行い、輸送に必要な台数のバスを確保する。

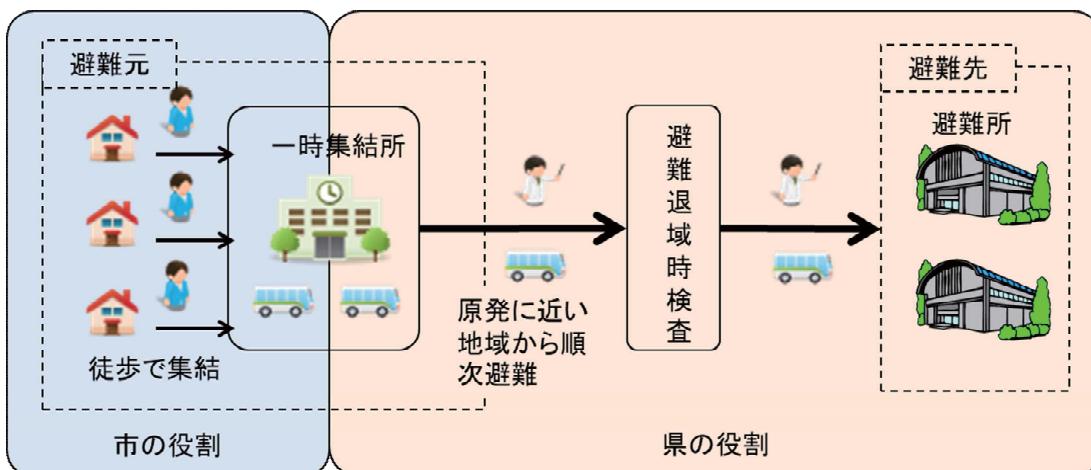
また、県内でバスの必要台数が確保できない場合は、中国4県のバス協会に協力を要請し、輸送に必要な台数のバスを確保する。中国4県のバス協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複する事がないよう事前に調整を行った上で行うものとする。

なお、中国4県のバス協会の協力で不足する場合は、関西広域連合へ協力を要請する。

なお、これによっても避難住民等の輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）の支援を要請するものとし、国（現地事故対策連絡会議又は原子力災害対策合同協議会）への確保要請や、自衛隊法に基づき、自衛隊に避難の支援について災害派遣を要請する。

(オ) バス等による避難のイメージ

バス等による避難のイメージ



イ 鉄道による避難

西日本旅客鉄道㈱は、観光客などの一時滞在者及び通勤、通学などの住民等の移動手段として、可能な限り定期運行を維持するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合に、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段として鉄道による避難を実施する。

その際、列車の行き違いができる駅が限られるなど、単線であるＪＲ境線の特性を考慮する必要がある。

また、県は、輸送の混乱を回避するため、西日本旅客鉄道㈱と協議のうえ、列車の回送時間を考慮した運行終了時刻を設定し、それを西日本旅客鉄道㈱と連携して利用者や住民等に周知しなければならない。特に通学者に対しては、学校等を通じて確実に周知を行う。

地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間要するなどの制約を考慮する必要がある。

一時集結所に集結した住民等を必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、後藤駅や米子駅等まで輸送する。

なお、各駅で列車を待つ際の被ばくの防止についても留意する。

目的駅に到着した後は、バス等により避難退域時検査会場まで輸送する。(状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車に乗り換えるなどして、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。その際は、到着駅付近からバス等により避難所まで輸送する。)

ウ その他手段による避難（船舶、航空機）

バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合等において、船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、補完的手段として船舶及び航空機による避難を実施する。

(ア) 船舶による避難

県は、第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部等に可能な限り協力を求め、県が所有する船舶とあわせて海上輸送を行う。

市は、県と協力し、一時集結所に集結した住民を必要に応じて、港湾施設に誘導し、順次乗船させ、鳥取港等に輸送する。

船舶による避難にあたっては、悪天候等による乗船者の身体的負担（船酔い）影響や津波災害の場合の港湾施設等への影響を考慮する必要がある。大型船舶の場合には調達に時間がかかることや、接岸できる港湾施設が限られるなどの制約があり、船舶の大きさ、種類によって接岸するための防舷材等の装備が必要であることを考慮する必要がある。

なお、漁船による住民避難については、避難者の安全確保の観点から実施しない。

(イ) 航空機による避難

県は、ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、その使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い避難行動要支援者等の緊急を要する避難に使用する。

航空機による避難にあたっては、悪天候等による影響や搬送先の空港及びヘリポートにおける受入れ体制の整備や輸送手段の確保等を考慮する。

なお、入院患者等を搬送させる場合は、患者の容態の急変等にも対応できるよう医師等の医療従事者を同乗させることを基本とする。

また、大型ヘリコプターをはじめとする住民等を大量に輸送できる航空機が利用でき、かつ、それ以外の輸送手段がない場合等には、必要に応じて住民等の緊急避難に使用する。

(ウ) 留意事項（共通）

公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意する。

エ 安定ヨウ素剤の配布

安定ヨウ素剤については、あらかじめ決められた一時集結所で配布する。

オ 自衛隊による避難

市は、輸送力が不足する場合、知事又は国の原子力災害（現地）対策本部長を通じて自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）及び船舶、ヘリコプターを含む航空機による避難住民等の緊急輸送を行う。

輸送にあたっては、輸送力を避難行動要支援者等の緊急を要する避難に優先的に配当する。

7 避難行動要支援者等の避難

施設敷地緊急事態発生時のPAZの避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえ、UPZの避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始する。

避難行動要支援者等の避難については、避難による身体的負担が大きいことを考慮し、避難先及び避難手段の確保が完了してから行うことを基本とする。

なお、50kmを超える避難が避難行動要支援者等の過重な負担となることがあるため、健康状態を悪化させないように配慮する。このため、ストレッチャーを必要とする者については、放射線防護対策施設への避難や、場合によっては30～50km圏内にある施設の利用を検討する（一時避難所）。

(1) 避難行動要支援者等の避難計画

ア 避難行動要支援者の把握等

県・市は、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難に必要な車両の台数等を見積もっておく。

イ 避難行動要支援者等の避難計画の作成

県は、市、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。

ウ 福祉車両の確保

県は、避難計画に基づき避難行動要支援者等の支援に必要な福祉車両（車いす、ス

トレッチャー車両等）について関係機関等と調整を行い、確保する。

このため社会福祉施設や県ハイヤータクシー協会、中国電力に確認し、県内で確保可能な福祉車両等を把握するとともに、緊急時に県内車両で不足する場合は、中国4県ハイヤータクシー協会へ協力を要請する。

なお、中国4県のハイヤータクシー協会へ協力を要請する際は、島根県と要請内容が重複する事がないよう、事前に調整を行った上で行うものとする。

上記によっても必要な福祉車両等の確保が困難な場合は国に要請するものとし、平素から要請の手順等を確立しておく。

エ 前項に記載したもののほか、県は、市、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。

オ 福祉車両等（ストレッチャー、車いす等）の特別な避難手段の確保に時間をする場合には、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の避難行動要支援者等についても同様の対応を検討する。

カ 社会福祉施設等の入所者及び医療機関等の入院患者等は、社会福祉施設、病院等の施設が避難先となるが、県内の施設数が限られているため、県外への避難も想定する必要があることから、県は、事前に関係する県と調整するよう努める。

キ 移動中及び避難所におけるケアに配慮する。

ク 聴覚障がい者、視覚障がい者等の避難行動要支援者等への情報提供に係る伝達方法については、それぞれの障がいの特性に配慮する。

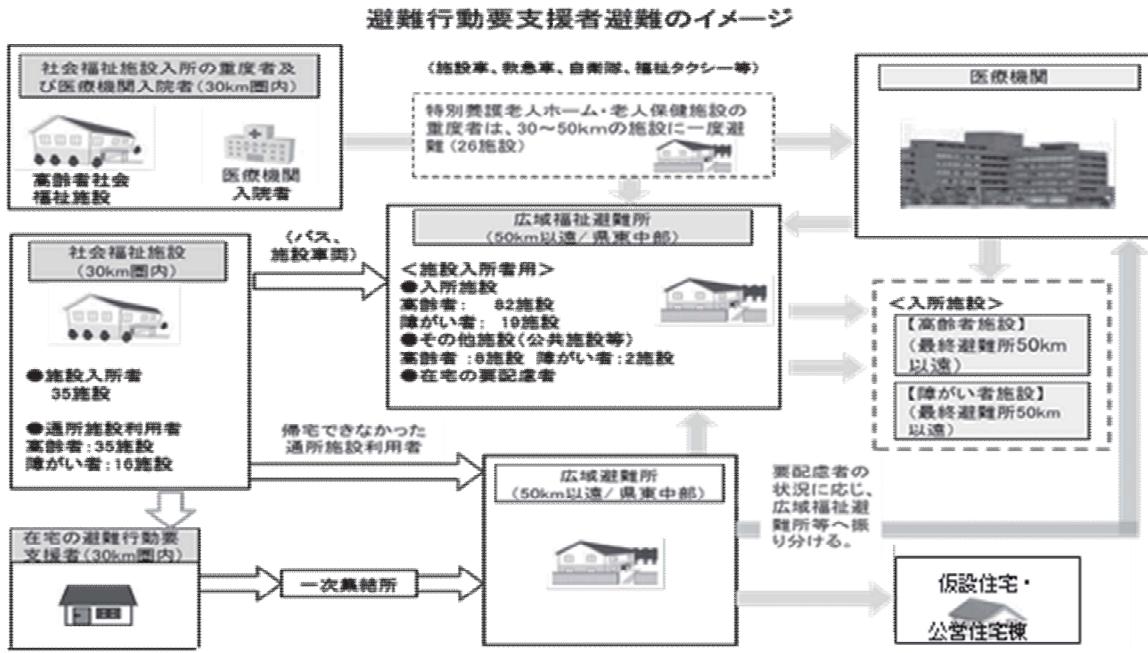
（2）在宅の避難行動要支援者の避難

ア 市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、平時から在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員の協力を得る等して避難に関する支援体制を構築し、それらを前提として速やかな支援を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として放射線防護対策施設や条件の整った広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で福祉車両等により避難先の施設等へ避難する。

イ 市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに避難を支援する者（以下「支援者」という。）等に対して、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等を用いて屋内退避・避難等の情報を伝達する。支援者の支援を受けることにより、地域住民と同様に避難が可能である避難行動要支援者は、まずは広域避難所に避難し、その後、要支援者の状況に応じて広域福祉避難所に移送する。

ウ 県は、支援者の防護措置に留意し、関係周辺市等と連携し、必要に応じて支援者への防護服等の資機材の配布や、支援者の被ばくリスクが高まる場合は、自衛隊等の実動組織に応援を要請する等して、支援者に代わって避難行動要支援者の避難に係る支援を行うこと等の対応を実施する。

（3）避難行動要支援者避難のイメージ



(4) 社会福祉施設等の入所者の避難

社会福祉施設の入所者については、県があらかじめ示した避難先施設に避難を行う。

この際、放射線防護対策を実施した社会福祉施設等については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、他の社会福祉施設等からの受入れや避難及び在宅の避難行動要支援者の受入れ又は他の社会福祉施設への転院等を判断する。

放射線防護対策の管理者は、原子力災害を考慮し、7日間の食糧、燃料等の備蓄及び補給方法を検討しておく。また、県は、必要とされる食糧、燃料等の備蓄に対する支援を行う。

なお、屋内退避を継続するにあたり備蓄食糧・燃料等の不足が見込まれる場合は、県が物資の補給を行う。

鳥取県内の放射線防護対策施設は次のとおり。

名 称	住 所
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44
社会福祉法人しらゆり会 光洋の里	境港市渡町2480
医療法人・社会福祉法人真誠会 弓浜ホスピタウン	米子市大崎1511-1
医療法人真誠会 ゆうとぴあ	米子市河崎581-3

ア 避難方法

施設入所の避難行動要支援者等については、施設が所有する車両に加え、県が手配する福祉車両等で避難する。

なお、親族などが自家用車による避難を希望するときはこれを認める。

イ 留意事項

(ア) 避難先として、上記以外に、自宅がUPZ外であれば自宅へ避難させる場合もある。また、直接、避難先社会福祉施設等（超過枠を含む）に搬送する場合がある。

(イ) 重度又は長時間の移送が困難な者は、一旦 30～50km範囲の特別養護老人ホーム・老人保健施設に避難させ、症状に適した医療機関に順次移送する。

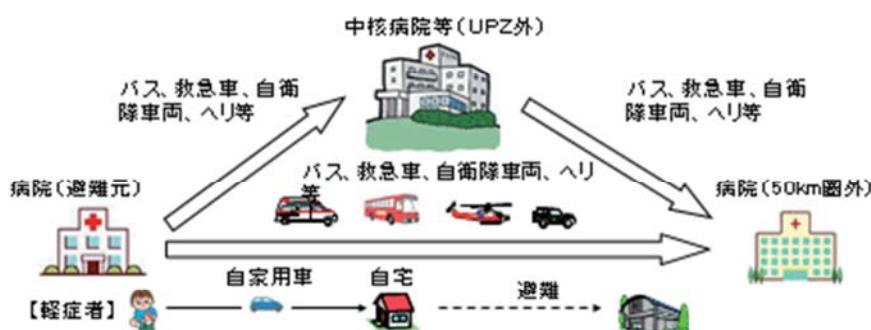
(5) 病院の入院患者の避難

ア 緊急的な避難が必要となった初期段階において、全ての対象者を避難先病院へ直ちに収容することは困難であるため、マッチング先が確保できるまで当該病院に可能な限り滞在させるか、あるいは、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に収容し、マッチングが整った段階で避難先の病院へ移送する。

この際、放射線防護対策を実施した医療機関については、屋内退避の可能機関を考慮した上で、他の病院等医療機関からの受入れや避難又は他の医療機関への転院等を判断する。

なお、避難完了までに猶予時間がない事態が発生した場合は、UPZ外の中核病院等の空病床へ一時的に移送することも考慮する。また、早期退院が可能な者については、可能であれば帰宅し、一時的な避難を行う。

イ 病院の入院患者の避難イメージ



8 外国人の避難

外国人については住民避難と同様に、一時集結所に集結後、広域避難所に避難するが、多言語表記等（事前対策も必要）の対応が必要である。

- ・ 多言語表記による一時集結所の周知（防災教育がほとんど行われていない国もあることから、防災に関する知識の普及啓発も併せて実施することが必要）
- ・ 避難指示の伝達方法の検討
- ・ 被害情報や避難の指示等、重要な情報が多言語表記された原子力防災アプリ等、多様な手段による適切な情報提供
- ・ 駅、観光施設、公共施設等の外国人が立ち寄るところは、多言語で情報を提供する
- ・ 県は、外国人に対して災害情報を提供するとともに、問い合わせへの対応等を実施するため、外国人支援インフォメーションセンターを設置

なお、外国人の居住状況から、外国人が集中して避難することが予測される広域避難所等においては、多言語スタッフ、通訳スタッフの確保等を行い、外国人に対して必要な情報を提供する等の対応が必要である。

また、ホームページの情報掲載にあたっては、ホームページの多言語自動翻訳機能の活用を考慮し、やさしい日本語での掲載を心がける

9 児童生徒等の避難

保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設においては、警戒事態が施設敷地緊急事態に進展するおそれがある場合又は施設敷地緊急事態が発生した場合、直ちに休園・休校とし、生徒等の安全を確保するとともに、保護者との連絡調整に努める。

保護者への引渡し前に避難指示が発令された場合は、引渡しが終わっていない生徒等全員を学校ごとに決められた避難所に職員等と一緒に避難し、避難先で保護者に引き渡すものとする。

（1）避難計画の作成

UPZ内の保育所（届出保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び高等学校の管理者は、避難計画を作成する。

（2）応急教育

市教育委員会は、避難先地域で県教育委員会、避難先教育委員会と協力し、応急教育を実施する。

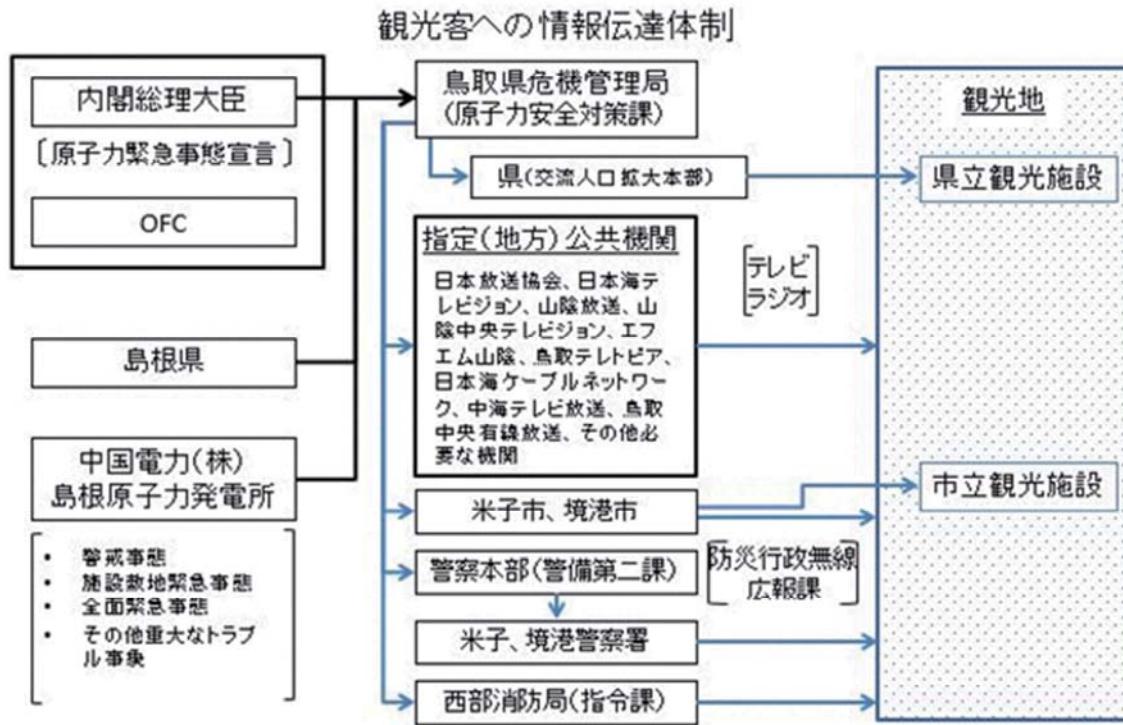
10 観光客等の避難

島根原子力発電所において、大規模事故につながるおそれのある事故が発生した場合や警戒事態等が発生した場合、県及び市等は、観光施設への周知のほか防災行政無線や道路情報板により速やかに観光客等へ事故状況等を伝達するとともに、あわせて避難経路等の情報提供を行い、早期の帰宅を呼びかける。帰宅が間に合わなかった場合は、宿泊施設等に移動し、避難等の指示があった場合には、最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。

（1）情報伝達連絡

各機関から各種方法を通じて、情報を伝達する。

外国人観光客等への情報伝達に当たっては、多言語による案内を行う。



(2) 避難の実施

観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者については、それぞれの移動手段により速やかに帰宅する。

また、公共交通機関を利用して来訪した観光客については、運行時間等の情報を提供し、可能な限り公共交通機関で速やかに帰宅するよう呼びかける。公共交通機関が利用できない場合は、最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。

11 自然災害と原子力災害との複合災害時も想定した避難

(1) 地震との複合災害の場合

地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難の場合には、安全確保のため、あらかじめ指定された近隣のコンクリート屋内退避施設又は市が開設する近隣の指定避難所等に避難する。

その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震が発生し、家屋や既に避難しているコンクリート屋内退避施設への被害が更に大きくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点で地震に対する避難行動を最優先することが重要であることから、市が開設するU P Z内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているU P Z外の避難先に速やかに避難する。

なお、屋内退避指示中に避難する際には、県及び国は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

(2) 津波との複合災害の場合

津波警報等の発表により避難指示が発表されている場合には、津波による人命へのリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難する。

その後、当該津波避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、地域の放射線量や避難手段確保状況等を踏まえつつ、計画上の避難先への避難や一時移転を行う。

(3) 暴風雪等との複合災害の場合

O I L基準により避難等が必要な場合であっても、台風、大雪等の影響により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せず、安全が確保されるまでは屋内への避難を優先する。

その後、天候が回復する等、安全が確保できる状況になった場合には、避難等を行う。

なお、台風等に伴う大雨により、土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、当該地域の避難住民は指定避難所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施する。

12 新型コロナウイルス等感染症下における避難

(1) 方針

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、県及び市は原子力災害対策本部の決定事項、下記「(10) 参考」の欄に記載のガイドライン等を踏まえ、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

この際、県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

在宅療養者の避難先は、宿泊療養施設のほか、通常の広域避難所の個室等に分離して避難する等の対応を行うものとする。

なお、濃厚接触者及び感染の疑いのある者については、一般者とは隔離して避難し、避難所については区画を分けるようにする。

(2) 屋内退避における対応

屋内退避中は放射性物質による被ばくのリスクの低減を優先し、扉や窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から国、県、市等からの換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。

自然災害等により指定避難所で屋内退避をする場合も同様の対応を行うとともに、避難所内での密集及び密接を避ける等の対策を行う。

(3) 一時集結所における対応

一時集結所では施設内での受付実施を基本とし、受付と併せマスクの着用確認、手指消毒、健康確認等を実施する。また、受付において避難者を感染の疑いのある者とそれ

以外の者に分類し、動線を分ける等の対策を行う。

一時集結所で待機する場合は、感染の疑いのある者とそれ以外の者で可能な限り分類し、部屋を分ける、間仕切りを設置する等の対策を行う。

(4) 避難車両乗車時の対応

マスク着用、手指消毒等の感染症対策を実施するとともに、事前の健康確認等の実施結果等を踏まえ可能な限り濃厚接触者、発熱・咳等の症状者、それ以外の者が混在しないよう分類し避難を実施する。また、必要に応じて避難車両内の養生を行う。

(5) 避難中の対応

避難車両乗車中、U P Z から出るまでは窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から国、県、市等からの換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。避難中の住民への換気に関する情報伝達は防災行政無線、テレビ、ラジオ、原子力防災アプリ、道路情報表示板等を活用し、確実に周知する。

(6) 避難退域時検査会場における対応

県は、避難退域時検査会場に感染の疑いのある者の待機場所を設置する。また、動線の分離、降車順番の調整等を行い、密閉・密集・密接対策を行う。

県は、避難退域時検査の実施に併せ健康確認等を実施し、健康確認書（検温、健康状態の確認結果の記載）を交付する。

県は、健康確認等の結果、感染症検査等医療機関等での対応の必要が認められた場合は、設置した待機場所で待機し、専用車両で医療機関等へ搬送する。

(7) 安定ヨウ素剤の配布における対応

広い場所での配布、配布時間の短縮や避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布、ドライブスルー方式等）等接触機会を減らすよう努める。

(8) 防災業務関係者の感染症対策

市及び県は、防災業務関係者の健康管理に十分配慮する。

市及び県は、感染症対策に必要な防護資機材等を見積り、配備計画を作成し、備蓄する。

(9) 留意事項

県及び市は、必要に応じて予備避難先や県外等の避難所の追加確保、U P Z 外のホテルや旅館、親戚・知人宅等への分散避難について検討するとともに、避難先等の変更がある場合は、確実に周知する。

感染症下の屋内退避及び避難においては、被ばく防止の観点から原則換気を行わないうが、放射性物質の放出状況等により感染症対策の観点から換気を行うため、市及び県は放射性物質の放出情報を避難者等に伝達する。また、避難等の前に検温等の健康確認やマスク着用等の注意事項の周知を行う。

県は、避難車両内での密集・密接を可能な限り避けるため、関係機関と連携し、避難

車両の十分な確保に努める。

県は、避難退域時検査会場での車両集中による混雑を避けるため、状況に応じて適地での車両検査部分の先行実施について検討する。

県及び市は、感染症流行下の避難に必要となる資機材等について、あらかじめ備蓄を行うとともに、不足する場合は、国及び関係機関へ確保を要請する。

その他避難所における感染症拡大防止対策は、基本的に自然災害時と同一の対策を行う。

(10) 参考

- ・バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）
- ・貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（貸切バス旅行連絡会）
- ・旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（一般社団法人日本旅客船協会）
- ・鉄道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）
- ・タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤータクシー連合会）

13 安定ヨウ素剤の配布

市は、県と連携し、一時集結所で安定ヨウ素剤を配布するものとする。ただし、一時集結所で受け取ることができなかった場合、避難退域時検査会場において受領するものとする。

第6節 安定ヨウ素剤の服用等

安定ヨウ素剤の服用は、県が策定した「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って行う。

1 一時集結所での服用

市は、安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、一時集結所において備蓄されている安定ヨウ素剤（丸剤又はゼリー剤）を避難住民等に配布し、医師又は薬剤師の立会いの下、服用させる。

なお、安定ヨウ素剤の内服液については、丸剤やゼリー剤が服用できない者用として、調剤拠点薬局で調合されたものを、市が各一時集結所に配達する。

2 避難退域時検査会場での服用

県は、安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、避難主要経路沿いに設置した避難退域時検査会場及び避難受入市町内に設置する避難退域時検査会場において、一時集結所で安定ヨウ素剤を服用していない者に安定ヨウ素剤を配布し、医師又は薬剤師の立会いの下、服用させる。

3 保育所・幼稚園での服用

調剤補助薬局が安定ヨウ素剤（内服液）を調合し、各施設に配達（ただし、平日の日中

以外は市が配達）し、医師又は薬剤師の立会いの下、服用させる。

4 小学校・中学校及び高等学校での服用

県が策定した「学校での安定ヨウ素剤保管取扱要領」に基づき、各学校に備蓄されている安定ヨウ素剤（丸剤）を服用する。

5 医師及び薬剤師の確保等

- (1) 県は、安定ヨウ素剤の服用にあたり、必要となる医師及び薬剤師を確保し、一時集結所等に派遣する。
- (2) 県は、安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明文書等をあらかじめ準備しておく。

6 大規模災害時等における安定ヨウ素剤緊急配布の考え方（原子力規制庁）

原子力規制庁の考え方は次のとおり。

「原子力災害対策本部又は地方公共団体の服用指示に基づいて地方公共団体職員が緊急配布する場合は、大規模災害時等における緊急避難的対応として、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「医師法」等の関係法規からの違法性は阻却されるものと考えられる。ただし、平時の計画においては、できる限り、医師や薬剤師が関与する体制を整備する必要がある。」

7 安定ヨウ素剤の事前配布

- (1) U P Z 圈に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所等で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により、事前配布を希望する者に対しては安定ヨウ素剤の事前配布を行う。

安定ヨウ素剤の事前配布を受けた者は、国、県等からの服用指示に基づいて安定ヨウ素剤を服用する。

- (2) 事前配布する薬剤

国の原子力災害対策指針等に則して下表のとおりとする。

区分	薬剤種別・服用量
生後1か月以上～3歳未満	ゼリー剤（32.5mg規格）1包
3歳以上～小学校就学前	丸剤1丸
小学1年生～6年生	丸剤1丸
中学生以上	丸剤2丸

- (3) 留意事項

安定ヨウ素剤の事前配布を受けた者が、一時集結所や避難退域時検査会場で安定ヨウ素剤を過剰に受領・服用することがないよう、配布場所で確認するなどの処置が必要となる。

第4章 避難の支援等

本市においては、UPZ内とUPZ外の地域が存在することから、市職員は庁舎機能を維持しつつUPZ内の住民避難の支援を行うこととなるため、初期段階では避難所支援対応への職員の動員が困難となることも考えられる。

よって、避難所の運営・支援等は、県及び避難受入市町の職員をはじめ、ボランティア等の役割が非常に重要となる。また、避難住民は、避難所の運営に積極的に参加するなど適切な行動をとることが求められる。

なお、市は、県及び避難受入市町と連携し、可能な限り逐次避難所への職員の動員を行うものとする。

第1節 避難所

1 避難所の開設

避難受入市町は、あらかじめ定めた計画等により、所管する避難所を開設する。

避難先地域の避難施設のうち、県有施設の避難所については、県が開設・運営する。

2 避難所の運営

市の職員は、避難受入市町及び県が開設運営する避難所の運営に協力する。

避難所の運営は、当初、県及び避難受入市町の職員等で行い、その後、速やかに自治会等の支援団体の運営及び避難住民の自主運営に移行する。

避難所の食事は、当初、弁当等の加工食品を主体とするが、その後、県の計画に基づき温食に移行する。

また、県は、妊産婦や乳幼児、外国人等の要配慮者等避難者に対応するため、多言語対応や食事制限等の配慮に努める。

3 避難所への受入

(1) バス等による避難者

市は、一時集結所で取りまとめた避難住民名簿を県及び避難受入市町に送付し、県及び避難受入市町は、それに基づき受入を行う。その際、避難退城時検査等の実施状況についても確認する。

(2) 自家用車による避難者

県及び避難受入市町は、避難住民の登録を行うとともに、避難退城時検査等の実施状況について確認する。

4 衛生管理等

避難所の開設者は、県の指導・支援のもと、避難所の衛生管理等を行う。

(1) 衛生管理

市は、県及び避難受入市町と連携し、避難所における感染症の予防やまん延防止、その他疾病の予防に努める。

県は、食品衛生監視員による食品衛生に関する指導を行い、食中毒などの事故発生を

予防する。また、必要に応じて社団法人鳥取県食品衛生協会と連携して指導・相談業務にあたる。

(2) 健康管理

市は、県及び避難受入市町と連携し、健康診断、こころのケア等を継続的に実施し、避難住民の健康を良好に維持する。

避難所の開設者は、必要に応じて避難所に救護所を開設するとともに、低線量被ばくによる健康への影響不安（特に乳幼児の保護者や妊産婦等の被ばくに対する健康不安）についての相談を行う。また、県は、必要に応じて、避難所等に移動式ホールボディカウンタ車を派遣し、避難者の内部被ばく線量の把握を行う。

5 家庭動物対策

避難所の開設者は、避難所に家庭動物収容のためのスペースを確保する。

なお、家庭動物収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。県は、家庭動物の健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。

6 福祉避難所の設置

県及び避難受入市町は、避難行動要支援者の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。

第2節 原子力災害医療等の提供及び保健衛生

1 原子力災害医療体制

県は、災害対策本部の下部組織として医療救護対策本部を設置する。

医療救護対策本部は、OFC（医療班）と調整し、原子力災害医療機関と連携して、原子力災害医療、必要な防護対策（安定ヨウ素剤の投与等）を行う。

また、必要に応じて、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整を行い、原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

2 治療、搬送

(1) 原子力災害医療活動

ア 避難所等における対応

県及び避難受入市町は、関係機関の協力を得て、必要に応じて救護所を指定し、避難住民等を対象とした軽度の外傷等に対する応急処置を行う。

イ 原子力災害医療協力機関における対応

被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療、被災者の放射性物質による汚染の測定や救護所への医療チームの派遣等、原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等の支援を行う。

ウ 原子力災害拠点病院における対応

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には、適切な診療等を行う。

拠点病院は、原子力災害医療派遣チームを有し、原子力災害が発生した道府県等に

において救急医療等を行う。

エ 高度被ばく医療センターへの搬送

県は、原子力災害拠点病院で対応できない高度専門的な診療及び治療が必要な患者について、高度被ばく医療支援センターと受入を調整する。

また、消防局等で搬送が困難な場合は、消防庁に搬送手段の確保を要請する。

オ 原子力災害医療・総合支援センターへの要請

県は、国の原子力災害現地対策本部及び原子力災害医療・総合支援センター等と調整を行い、原子力災害医療チームの派遣を要請する。

(2) 医療機関への搬送

被ばく傷病者等の搬送に際しては、必要な防護措置を実施するとともに、搬送者の基本情報及び汚染の程度等の情報を医療機関に情報提供する。

3 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施態勢を確保するため、県は、国、市等と連携し、一時集結所及び県がU P Z外の主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場において、別に定める計画に従って、避難住民に対する安定ヨウ素剤の配布を行う。一時集結所で配布することができなかった者に対しては避難退域時検査会場において配布を行う。

なお、県は、安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

ただし、避難の際に一時集結所等で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難等の理由により、事前配布を受けた者に対しては、事前に受け取った安定ヨウ素剤の服用の有無を確認し、必要な対応を行う。

4 避難退域時検査

避難退域時検査は、住民等の身体等への放射性物質の付着の有無を確認することを目的に、県が行うものであり、避難者に対し県内で行うことを基本とする。島根県から要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。

県は、O I Lに基づく避難指示の対象区域の住民等を対象に避難退域時検査を実施する。U P Z外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に受け入れるまでの間に、避難住民の避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する避難退域時検査会場又は保健所併設の避難退域時検査会場で検査を行う。

避難退域時検査会場については、第3章第5節6参照。

避難退域時検査を終了した住民に対しては、終了した旨の証明書を発行する。

5 甲状腺被ばく線量モニタリング

県は、放射性ヨウ素の吸入による甲状腺への集積の程度を定量的に把握し、被ばく線量を推定するために原子力災害医療協力機関等の協力を得て、甲状腺被ばく線量モニタリングを実施する。

第3節 食糧及び生活関連物資等

1 方針

広域避難所の食糧及び生活関連物資等（以下「物資」という。）は、県で統制し、一括取得して供給する。

避難開始後は、状況不明により、食糧や生活関連物資等の必要数が判明せずに、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。その後、避難者数や避難者の状況が把握できるようになった段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。

この際、県は、下流の輸送拠点から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者に委託する。

なお、複合災害においては、人命の安全確保を最優先として、自然災害に対する避難等を優先して、屋内退避が行われることがある。このため、屋内退避が適切に行われるよう物資の融通、供給を行う。また、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを投入し、後発災害に不足が生じることがないように留意するとともに、外部からの支援を早期に要請する。

2 物資等の供給

（1）必要量の決定

県は、必要な物資等の数量について、避難受入市町からの情報を取りまとめて決定し、備蓄量との調整を図り、その取得量と取得方法を確定する。

（2）物資の確保

県は、広域避難所において必要な物資等を一括して購入、あるいは国、他都道府県等に支援を要請し、確保する。

（3）物資の配布

県は、取得した物資等補給品を各広域避難所に配布する。

屋内退避を行っている場所に対しては、必要に応じて自衛隊等の支援により配布する。

受入市町が運営する広域避難所における物資については、各受入市町が設定した物資集積所に配送し、受入市町が避難住民等に配布する。

（4）物資及び資材

食 粧	温食の配給を基本とする（態勢完了は3日間を基準とする）。 当初、備蓄食糧を配布し、補給支援体制が整うに従い、弁当等の加工食品を配布する。 調達は、県で一括して行い、避難住民等への配布は各避難所の運営者が行う。 ※ 3日分の家庭、職場での食糧備蓄を基本とする。
水	避難住民等、医療機関、福祉施設に対して給水する。

	県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水の調整を行う。 ※ 避難所における飲料水（ボトルウォーター等）の供給は、1日1人当たり3リットルを基本とする。
生活必需品	毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジポンベ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、ゴミ袋、生理用品、紙おむつ、おしり拭き、哺乳瓶、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテイション、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等
燃料	防護措置の実施に必要な燃料を優先的に確保する。 ガソリン、軽油、灯油、発電機用重油、プロパンガス等
復旧資材等	収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なもの
日用品・し好品	一定の率をもって常続的に供給する。
衛生資機材	医薬品、医療機器、その他衛生用品

第4節 物資等の輸送

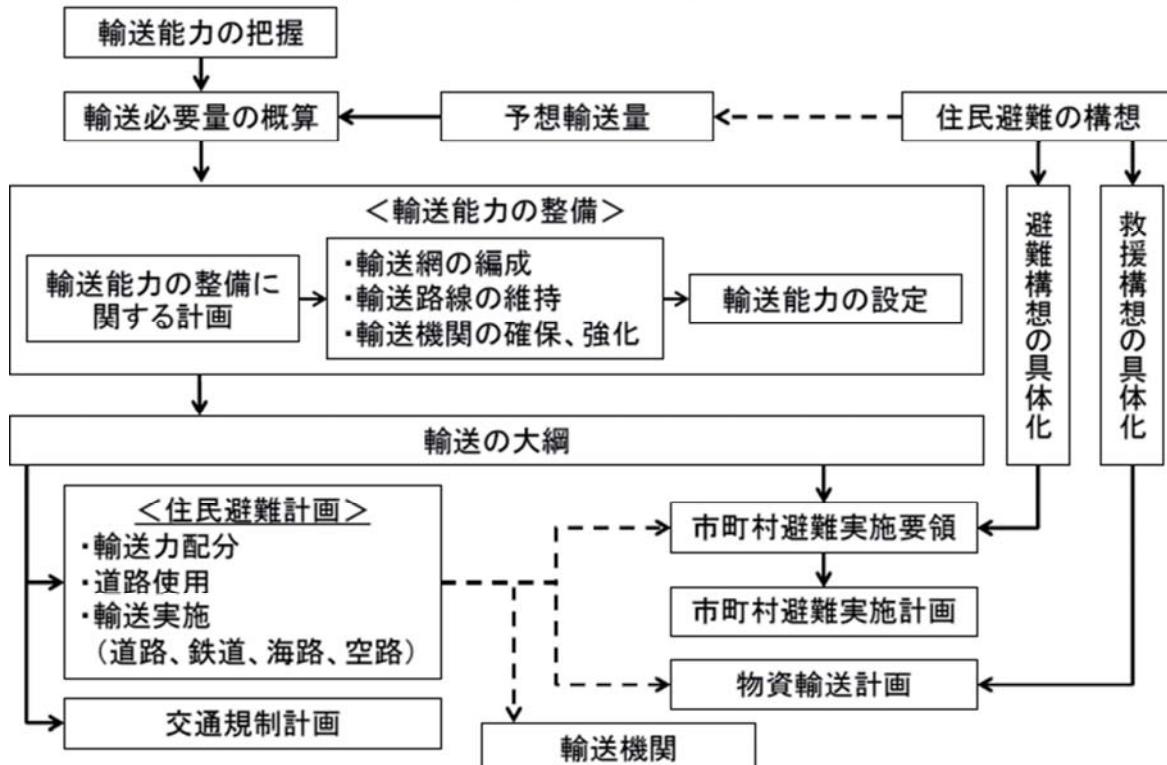
1 方針

県は、避難住民及び緊急物資の輸送について、一元的に要請と運用を行う。

2 輸送の一般的要領

輸送に関する一般的要領は次のとおりであるが、県は、あらかじめ作成された輸送計画等に基づき、当時の状況により修正し、輸送を実行する。

輸送の一般的要領



3 輸送経路の決定

輸送は、事前に計画した輸送経路を使用する。

県は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず輸送経路の情報を把握し、輸送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物、危険箇所等の除去、工事の中止と応急仮復旧、道路の啓開など）する。また、放射性物質の拡散状況（風向）や道路渋滞状況等により、必要な場合は速やかに輸送経路を変更する。

4 輸送手段

輸送手段は、道路・鉄道・海路・空路とし、その特性に応じて選定する。

5 輸送能力の概算

県が一元的に運用する輸送手段の輸送能力を、季節・時間別、場所別、輸送手段別に明らかにし、この数量に基づき、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

6 輸送必要量の概算

避難指示等に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の輸送量を、季節・時間別、場所別、輸送対象別に明らかにし、この数量に基づき、輸送経路の維持、通信施設、供給支援組織の施設・人員・資機材、輸送用燃料の供給を準備する。

7 輸送に関する計画

(1) 輸送計画

輸送力の配分（一定期間の輸送の根拠となるもの）、輸送経路（交通規制の実施の基礎となるもの）に基づいて作成する。陸路を中心とした避難住民と物資の輸送に関する細

部の実施要領を定める。

輸送方法は、直通輸送・中継輸送・折返し輸送とし、地形、事態の状況により適切な実施方法を計画する。

(2) 交通規制計画

避難住民の輸送等のルートを確保するため、県の輸送計画に基づき、広域的交通管理体制の整備に努める。

8 輸送の実施

(1) 輸送の実施

県は、輸送計画に基づき、一元的に輸送を手配・調整する。

県は、原子力防災避難オペレーション支援システムを用いて、輸送計画表を作成するとともにバス等の運行指示書を作成し、運送事業者に提供する。

(2) 広域交通管理体制の確保

ア 交通規制の実施

警察は、避難住民輸送等に係るバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において、交通誘導対策、交通広報対策、交通規制対策等を行う。

また、道路管理者と連携して国道431号の使用の可否を早期に把握し、避難経路として使用できる場合には、車両を誘導し、交通を分散することで渋滞を緩和する。くわえて、必要に応じて信号機の遠隔制御等を実施し、避難の円滑化を図るほか、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。

海上については海上保安庁が通行船舶に対し航行制限及び停泊禁止等の措置を行う。

なお、島根原子力発電所で事故が発生した場合は、島根県の住民が鳥取県を通過し避難を行うとともに、鳥取県住民が岡山県内の道路を使用して避難を行うことから、県境を越えた広域的な交通管制が必要であり、中国地方全体で交通規制を実施する。

イ 避難退域時検査会場への誘導

避難者への確実な避難退域時検査実施のため、主要交差点において車両の交通誘導を実施する。この際避難車両の動態管理情報に基づき、あらかじめ計画された避難退域時検査会場へ誘導を行う。また、避難退域時検査会場の混雑状況等により他の避難退域時検査会場への誘導等を臨機応変に行う。

ウ 交通路の確保

県は、主要な橋りょう、トンネル等のあらかじめ確認すべき箇所を定め、それら箇所の異常の有無をヘリコプター、車両、小型無人機（ドローン）、道路カメラ等を活用し、早期に把握するとともに、必要に応じて警察、自衛隊等と応急復旧及び啓開作業を実施し交通路を確保する。

警察は、避難中に交通事故が発生した場合は、道路管理者と連携し、その処理を円滑に実施し、交通路の渋滞防止に配慮する。

各道路管理者は、工事箇所の仮復旧を行い、交通を早期に開放する。また、容易に復旧が見込まれない道路障害が発生した場合には自衛隊等関係機関に支援を要請し、連携して復旧を図る。

エ 給水、救護施設等の場等の確保

県は、避難経路に、給水・給油・救護・トイレの各施設を確保する。

(3) 避難車両の動態管理

県は、避難状況を把握し円滑な避難に資するため、関係機関と連携し、避難車両の動態管理を行い共有する。

9 避難行動要支援者等の輸送

(1) 輸送の実施

県は、県があらかじめ定める避難行動要支援者等の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別な輸送方法を必要とする者の輸送を一元的に行う。

(2) 輸送の手続

県は、市の状況に基づき、避難行動要支援者等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。

市は、輸送対象者を避難行動要支援者等の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、避難行動要支援者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。

(3) 輸送の方法

輸送は、①車両、列車等による地上輸送、②船舶による海上輸送、③航空機による航空輸送により実施する。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、輸送網の状態、輸送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な輸送を行う。

10 避難が遅れた者への対応

県は、住民避難が完了した後に、避難が遅れた住民等の情報提供や救出依頼があった場合は、警察、消防等に対して捜索及び発見後緊急輸送を要請する。

第5節 応急教育

市教育委員会は、避難先地域で応急教育を実施する。この際、県教育委員会及び避難先教育委員会は、応急教育の実施を支援する。また、私立学校等の応急教育は、公立の学校に準ずるものとする。

第6節 警備

警察は、関係機関と連携し、被災地域のパトロール、犯罪の抑止、検挙、防犯指導、広報等の活動を推進する。

住民等の屋内退避、避難誘導等の防護活動及び避難実施状況の把握、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺をはじめ被災地域、避難所のパトロール、犯罪発生時における初動捜査、緊急交通路の確保等を行う。

第7節 安否確認

1 住民登録名簿の作成

市は、避難住民名簿や県及び避難受入市町が行った自家用車による避難者の登録等をもとに、避難先での住民登録名簿を作成する。

2 避難所以外に避難した住民等の把握

指定された避難所以外に避難した住民等は、その旨を市に連絡する。市は、連絡を受けた都度、住民登録名簿を更新する。

3 安否情報の提供

市は、住民登録名簿をもとに、避難住民の安否確認と安否情報の提供を行う。

第8節 相談窓口

1 相談窓口の開設

県及び市は、避難受入市町と連携して、問い合わせ窓口を早期に開設し、住民の不安解消と早期の生活再建を図る。

- (1) 県及び市は、臨時の電話相談ダイヤルを開設する。
- (2) 県及び市は、平素からあらかじめ想定される相談内容とそれに対する回答を準備する。
- (3) 県及び市は、専用ホームページを開設し、(2)の情報を掲載するとともに、相談内容に応じた関係機関の連絡窓口を掲載し、早期の相談の解決等を図る。
- (4) 県は、原子力災害特有の技術的事項の解説等のため、対応可能な専門家の確保と対応手段を整備する。
- (5) 国や中国電力が開設する相談窓口とともに、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施する。

2 相談窓口の種類

- | | | |
|-------------|---------------|---------------|
| (1) 総合相談 | (2) 安否情報 | (3) 健康・医療 |
| (4) 育児・介護 | (5) 教育 | (6) 生活資金 |
| (7) 住宅 | (8) 企業経営・雇用 | (9) 農林水産業 |
| (10) ボランティア | (11) 原子力損害賠償等 | (12) その他必要な事項 |

第5章 避難所からの撤収

本章の事項は、その時の状況によるところが大きいため、考え方の記載に留める。

第1節 避難所からの撤収

市は、県及び避難受入市町と連携して、速やかに建設用地を確保し、仮設住宅を建設することで避難所の早期解消を図る。仮設住宅への入居開始は、避難開始後1か月をめどとし、完了は概ね6か月以内をめどとする。

第2節 避難住民の帰還等

市は、県及び国等と連携して、原子力災害応急対策として実施された立入制限措置や飲食物の摂取制限の解除状況、除染の状況等を考慮し、避難住民の市への帰還を検討する。

なお、恒久住宅（賃貸住宅及び公営住宅等）の確保及び仮設住宅からの移転については、これらの状況を踏まえ、必要に応じて、避難受入市町等の地域での確保等を検討する。

付 錄

用語の解説

※ この用語集は、米子市地域防災計画（原子力災害対策編）に掲載したものであり、本避難計画には記載していない用語もある。

あ行

安定ヨウ素剤

原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。安定ヨウ素剤を予め服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。

一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

屋内退避

窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果、SPEEDI ネットワークシステムなどによる被ばく線量予測結果、専門家の助言に基づいて、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示するが、緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。

（参考：ガンマ線による被ばくの低減係数）

場 所	低 減 係 数	
	浮遊放射性物質	沈着した放射性物質
屋外	1. 0	1. 00
自動車内	1. 0	—
木造家屋	0. 9	0. 40
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0. 2以下	0. 20

※ Planning For Off-site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities
(IAEA-TECDOC-225)

オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設、原子力防災センター）

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。対象となる原子力事業所の種類に応じ、原子力事業所から 5 km 以上 30 km 未満、又は 20 km 未満の区域に所在し、全国に 22箇所ある。（2018年3月現在）

か行

外部被ばく

放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から離れればそれ以上の被ばくはなくなる。

確定的影響

しきい線量（これ以上の線量を被ばくすれば、人体に症状を起こす線量）が存在し、しきい線量を超えて被爆した場合に現れる影響。影響の例としては、急性放射線症、不妊、水晶体混濁、造血臓器の機能障害などがある。

確率的影响

人が受けた放射線の量の増加に従って、障がいの発生する確率が大きくなる傾向がある影響のこと。晩発性の身体的影响である発がん、子孫に伝わる遺伝的影响は確率的影响に分類される。

可搬型モニタリングポスト

固定的モニタリングポストの配置の不足を補い、モニタリング地点に臨時に配置する移動可能なガンマ線空間放射線量率測定器で、災害発生時に最大空間放射線量率を予測する地点などに置かれる。

ガンマ線（ γ 線）

原子核が崩壊するときに放出される電磁波。ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く、遮へいするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

緊急時モニタリング

放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。

原子力災害医療

原子力災害時における医療対応。通常の救急医療、災害医療に加えて被ばく医療の考え方を踏まえ、被ばく線量、被ばくの影響が及ぶ範囲、汚染の可能性等を考慮し、被災者等に施す医療のコントロールが行われる。

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には、適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」、原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」、拠点病院ではできない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う「高度被ばく医療支援センター」等で構成される。

グレイ (Gy)

放射線のある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量の単位に用いられる。

警戒事態 (EAL1/AL : Alert)

その時点では公衆への放射線による影響や、そのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

原子力災害合同対策協議会

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。

原子力防災専門官

原子力災害対策特別措置法第30条で定められている、オフサイトセンターに駐在し、内閣総理大臣指定の原子力事業所に係る業務を担当する専門官。

平常時は、原子力事業者の防災業務計画や地方自治体の原子力防災計画に対する指導・助言、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。

緊急事態発生時は、初動においては現地事故対策連絡会議の議長を務め、当該施設の状況把握、オフサイトセンターの立ち上げ、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約、地方自治体などへの説明と助言などを行う。

広域避難所

市町村や都道府県の区域を越えて、大規模な住民の避難が行われた場合に、住民が一時的に滞在する施設。災害対策基本法に規定する広域的一時滞在が行われる施設。

個人線量計

個人の外部被ばく線量を測定する計器

コンクリート屋内退避

原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建屋内に退避してもらうこと。

コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため、屋内退避では被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定されたコンクリート建屋への退避が行われる。

さ行

サーベイメータ

放射性物質又は放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。

しきい線量

放射線が生体にひき起こす確定的影響に関し、その効果をひき起こすに必要な放射線の最小吸収線量。しきい線量以下の被ばくではその影響は現れない。

施設敷地緊急事態 (EAL2/SE : Site area Emergency)

原子炉施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

実効線量

組織ごとの影響の起りやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量。ある組織・臓器の透過線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。※ 実効線量 (Sv) = Σ (等価線量 (Sv) × 組織荷重係数)

除染

衣服などが放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。

除染剤

除染を効果的に行うために使用されるもの。除染対象物の種類及び汚染核種の種類及びその化学的性状等を考慮して選択することになるが、一般に、水、酸、中性洗剤、石けん等が用いられる。

シーベルト (Sv)

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。

積算線量計

事業所敷地境界及び周辺地区に設置し、環境中の放射線を3ヶ月間に受けた空気吸収線量の積算量として測定する。あるいは放射線作業従事者が一定の作業期間に受けた放射線量率を積算して測定する線量計

全面緊急事態 (EAL3/GE : General Emergency)

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

た行

等価線量

人の組織や臓器に対する放射線影響は、放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したもの。吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

※ 等価線量 (Sv) = 吸収線量 (Gy) × 放射線荷重係数

中性子線

原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けると、ガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。

な行

内部被ばく

経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射能の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。

は行

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者

避難時間推計シミュレーション

避難勧告が発出された地域の住民が、避難指示範囲から U P Z の外へ避難する場合の、避難にかかる所要時間を予測すること。

避難退域時検査

避難住民等の身体等への放射性物質の付着の有無を確認するなど、重点区域外の移動に問題があるかないかの確認をするために実施するもの。

ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、または量を表す。

ベータ線（ β 線）

原子核が崩壊するときに原子核から飛び出す電子のこと。ベータ線の物質を透過する力はアルファ線より大きいが、ガンマ線より小さく、厚さ数ミリのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。

放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。

放射性プルーム（プルーム）

排気筒から大気中に放出された放射性物質が煙のように流れること。原子力災害ではプルーム通過時は、屋外に出る避難より、プルームが通過するまで屋内退避するほうが被ばくを少なくする上で有効である。

放射線

電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、中性子線、ガンマ線、特殊エックス線などのこと。

ま行

モニタリング

原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う平常時モニタリングと、原子力災害時に行う緊急時モニタリングがある。

モニタリングカー

原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。

モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平常時の環境モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。

や行

要配慮者

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。

予測線量

放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何も防護対策も講じない場合に、その地点に溜まっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。

ら行

リスクコミュニケーション

リスクを伴う社会経済活動を、計画ないし実施する際に、情報の主たる送り手となる「行政、企業あるいは専門家などに代表されるリスク専門家」と、主たる受け手となる周辺地域一般の人々などからなる利害関係者との間で、リスクに関する情報や关心・意見などのメッセージの双方向的交換を行うことで、当該活動に関する施策をより円滑に進めることに資する活動。

英字

E A L (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の三つに区分し、これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否か判断するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の状態等に基づいて設定された基準

E M C (Emergency Monitoring Center : 緊急時モニタリングセンター)

緊急時のモニタリング計画、立案を行うとともに、緊急時モニタリング作業の指揮及び総括を行う。

E R C (Emergency Response Center : 緊急時対応センター)

E R S S (Emergency Response Support System : 緊急時対策支援システム)

電力事業者から送られてくる情報に基づき、当該原子力発電所の状態を監視し、専門的な知識データベースに基づいて現在の施設の状態を判断し、その後の事故進展をコンピュータにより計算して予測するシステム

E T E (Evacuation Time Estimate : 避難時間推計)

I A E A (International Atomic Energy Agency : 国際原子力機関)

J A E A (Japan Atomic Energy Agency : 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構)

O F C (off-site center : オフサイトセンター)

原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関する国、地方公共団体等の関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を講じていくための拠点となる施設

O I L (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル)

防護措置の実施を判断するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等について設定された基準。緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる。

P A Z (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影响等を回避するため、E A Lに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5 kmの間で設定すること（5 kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5 km」を目安とする。

U P Z (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)

確定的影响のリスクを最小限に抑えるため、E A L、O I Lに基づき、緊急時防護措置を準備する区域。U P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30 kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30 km」を目安とする。

(参考)

- ・ 旧原子力安全・保安院 「原子力関係用語集」
- ・ (公財)原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」
- ・ (一財)高度情報科学技術研究機構 「原子力百科事典A T O M I C A」
- ・ (公財)原子力安全研究会
- ・ (公財)原子力安全技術センター 「原子力防災研修講座テキスト」
- ・ 原子力規制委員会 「原子力災害対策指針」他

米子市広域住民避難計画
(島根原子力発電所事故対応)
【令和4年度修正】

修 正 令和 4 年 8 月

編 集 米子市総務部防災安全課

〒683-8686

米子市加茂町一丁目1番地

【電 話】(0859) 23-5328

【FAX】(0859) 23-5387

【e-mail】bousai@city.yonago.lg.jp

【米子市ホームページ】<http://www.city.yonago.lg.jp/>